

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

電算システムの取扱い

電算システム統合については、次の基本的考え方により、合併時にシステムを統一する。

住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時からの確実かつ安定稼動を最優先としたシステム統合に努める。

個人情報保護など住民情報の安全性を優先したシステムの構築を図る。

システム導入にあたっては、可能な限り初期コストの圧縮を図るとともに、導入後の運用面における経費も考慮する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項確認内容

協定項目 第23号

大野郡5町2村合併協議会

| | | | |
|-------|----------------|-----|---------------|
| 大項目 | 23. 電算システムの取扱い | 中項目 | 1. 電算システムの取扱い |
| 確認の内容 | | | |

新市情報システム統合基本方針

基本方針策定の趣旨

三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町（以下「5町2村」という。）は平成17年3月の合併に向け、法定協議会を設置して準備作業を進めている。合併すると人口4万2千人余りの新市が誕生することになる。
 現在、情報システムは行政事務処理に深くかかわり、今や自治体業務には欠くことのできない中核的ツールとなっている。5町2村においても独自のコンセプトのもとにさまざまな情報システムが住民サービスの提供に関わっている。
 新市となるにあたり、合併当初から住民への行政サービスの提供と行政事務をスムーズに遂行するため、ここに情報システム統合基本方針を策定する。

1 情報システム導入状況

合併前の5町2村の既設システム納入会社は、三重町が㈱パシフィックシステム、朝地町が㈱ピーシーシー、大野町が大分交通㈱、清川村・緒方町・千歳村・犬飼町が㈱オーイーシーとなっている。それぞれの町村が独自の方針に基づいて運営しており、さまざまなケースが存在する。5町2村の情報システム導入状況は資料1の通りである。
 合併後の新市では、これら独自のシステムを統合し、新市に最適な情報システムを構築する必要がある。情報システム統合の統合会社選定は、合併までの残された期間内に、統合のために必要となる膨大な作業を考慮すると、一刻も早く作業を開始する必要がある。
 なお、統合するシステム範囲、システム化される業務範囲、システムが提供する機能などについては情報システム統合プロジェクトチームなどで十分な議論が必要となる。

2 情報システム統合の基本的考え方

システム統合を進めるにあたっては、適正なコストで、合併期日に安全かつ確実に稼働できることが大前提である。さらには、住民基本台帳ネットワークシステムやL GWAN（総合行政ネットワーク）等により行政情報がネットワーク経由となることから、情報セキュリティ対策を強く意識したシステムでなくてはならない。
 情報システムの統合は市町村合併における最重要課題であり、限られた時間の中で効率的・効果的なシステム統合を行うため、次の3つの考え方を基本に情報システム統合を行うこととする。

- (1) 住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時からの確実かつ安定稼働を最優先としたシステム統合に努める。
- (2) 個人情報保護など住民情報の安全性を優先したシステムの構築を図る。
- (3) システム導入にあたっては、可能な限り初期コストの圧縮を図るとともに、導入後の運用面における経費も考慮する。

3 実施スケジュール

| 日付 | H15年 | | | | | | | | | | | | H16年 | | | | H17年 | | | |
|----------------------------|--|----|----|-------------|----|----|--------|----|----|----|-----|-----|------|----|----|----|------|--|--|--|
| | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | | | |
| イベント等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状調査の実施・調査、集計 | ■ | | | アンケート・ヒアリング | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報システム統合基本方針の策定 | | ■ | | 基本方針決定 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 統 合 業 者 決 定 | 仕様書作成 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 評価項目書の作成 | | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 構築業者提案 | | | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総合システム評価 | | | | ■ | | 統合会社決定 | | | | | | | | | | | | | |
| シ ス テ ム 開 発 | システム設計 | | | | ■ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | プログラム開発 | | | | | ■ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調整・テスト | | | | | ■ | | | | | | | | | | | | | | |
| デ タ 移 行 | 移行設計 | | | | ■ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | テスト・検証・移行 | | | | | ■ | | | | | | | | | | | | | | |
| | データ整理・統合・チェック | | | | | ■ | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用練習・研修・リハーサル | | | | | | | | | | | | | | | ■ | | | | | |
| (注) | システム開発、データ移行、運用練習、研修、リハーサルのスケジュールについては現時点では仮定のものであり、システム統合会社の決定後に調整後決定するものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

調整の具体的内容

【プロジェクトチーム案(H16.2.16)】
 電算システム統合については、次の基本的考え方により、合併時にシステムを統一する。

住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時からの確実かつ安定稼働を最優先としたシステム統合に努める。

個人情報保護など住民情報の安全性を優先したシステムの構築を図る。

システム導入にあたっては、可能な限り初期コストの圧縮を図るとともに、導入後の運用面における経費も考慮する。

【企画専門部会案(H16.2.16)】

電算システム統合については、次の基本的考え方により、合併時にシステムを統一する。

住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時からの確実かつ安定稼働を最優先としたシステム統合に努める。

個人情報保護など住民情報の安全性を優先したシステムの構築を図る。

システム導入にあたっては、可能な限り初期コストの圧縮を図るとともに、導入後の運用面における経費も考慮する。

【幹事会案(H16.2.19)】

電算システム統合については、次の基本的考え方により、合併時にシステムを統一する。

住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時からの確実かつ安定稼働を最優先としたシステム統合に努める。

個人情報保護など住民情報の安全性を優先したシステムの構築を図る。

システム導入にあたっては、可能な限り初期コストの圧縮を図るとともに、導入後の運用面における経費も考慮する。

協議事項に係わる参考資料

協定項目 第23号

大野郡5町2村合併協議会

資料1

情報システム導入一覧

| No | 業務名 | 各町村導入状況 | | | | | | |
|----|--------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 |
| 1 | 住民基本台帳 | | | | | | | |
| 2 | 住基ネットワーク | | | | | | | |
| 3 | 印鑑登録 | | | | | | | |
| 4 | 住登外 | | - | - | | | | |
| 5 | 外国人登録 | | | | | | | |
| 6 | 国民年金 | | | | | | | |
| 7 | 成人式 | | - | - | - | - | - | - |
| 8 | 学齢簿 | | | | | | | |
| 9 | 教育 | - | - | - | - | - | - | - |
| 10 | 選挙(一般・農委・漁委) | | | | | | | |
| 11 | 国民健康保険(資格) | | | | | | | |
| 12 | 国保資格者発行管理 | | | | | | | |
| 13 | 戸籍(附票管理) | | - | - | - | - | - | - |
| 14 | 住民税 | | | | | | | |
| 15 | 法人住民税 | | - | - | - | - | - | - |
| 16 | 住登外・法人管理 | - | - | - | - | - | - | - |
| 17 | 固定資産税 | | | | | | | |
| 18 | 軽自動車税 | | | | | | | |
| 19 | 税収納消込 | | | | | | | |
| 20 | 税証明発行 | | | | | | | |
| 21 | 国民健康保険税 | | | | | | | |
| 22 | 口座振替管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 23 | 税等過年度台帳管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 24 | 名寄せシステム | | - | - | - | - | - | - |
| 25 | 家屋評価システム | | - | - | - | - | - | - |
| 26 | 住民税申告支援 | | - | - | - | - | - | - |
| 27 | 介護保険 | | | | | | | |
| 28 | ケアプラン | - | - | - | - | - | - | - |
| 29 | ケアマネ支援 | - | - | - | - | - | - | - |
| 30 | 児童手当 | | | | | | | |
| 31 | 児童管理システム | | - | - | - | - | - | - |
| 32 | 保育料 | | - | - | - | - | - | - |
| 33 | 保育所管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 34 | 児童扶養手当 | | - | - | - | - | - | - |
| 35 | 生活保護 | | - | - | - | - | - | - |
| 36 | 老人医療 | | | | | | | |
| 37 | 老人保健 | | - | - | - | - | - | - |
| 38 | 就学援助 | | - | - | - | - | - | - |
| 39 | 遠距離通学補助 | | - | - | - | - | - | - |
| 40 | 身体障害者 | | | | | | | |
| 41 | 障害福祉支援 | | - | - | - | - | - | - |
| 42 | 障害者支援 | | - | - | - | - | - | - |
| 43 | 受診管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 44 | 乳幼児医療 | | - | - | - | - | - | - |
| 45 | 乳幼児管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 46 | 予防接種管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 47 | 健康教室 | | - | - | - | - | - | - |
| 48 | 問診データ管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 49 | 基本健診 | | - | - | - | - | - | - |
| 50 | ガン検診 | | - | - | - | - | - | - |
| 51 | 調査表 | - | - | - | - | - | - | - |
| 52 | 訪問指導(在宅ケア) | - | - | - | - | - | - | - |
| 53 | 病院医療事務会計 | - | - | - | - | - | - | - |
| 54 | 栄養管理 | - | - | - | - | - | - | - |
| 55 | 検診表作成 | - | - | - | - | - | - | - |
| 56 | 高齢者訪問管理 | - | - | - | - | - | - | - |

情報システム導入一覧

| No | 業務名 | 各町村導入状況 | | | | | | |
|-----|---------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 |
| 57 | 公営住宅管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 58 | 住民情報(住宅入居者管理) | - | - | - | - | - | - | - |
| 59 | 下水道 | - | - | - | - | - | - | - |
| 60 | 浄化槽使用料(管理) | | - | - | - | - | - | - |
| 61 | 道路台帳 | | | | | | | |
| 62 | 土木積算 | | | | | | | |
| 63 | 地籍調査事務支援 | | | | | | | |
| 64 | 地籍管理 | - | - | - | - | - | - | - |
| 65 | 水道料金 | | - | - | - | - | - | - |
| 66 | 上水道システム | | | | | | | |
| 67 | 農家台帳 | | | | | | | |
| 68 | 農地台帳 | | - | - | - | - | - | - |
| 69 | 農業土木積算 | | | | | | | |
| 70 | 農地等情報総合管理システム | - | - | - | - | - | - | - |
| 71 | 水田情報管理 | - | - | - | - | - | - | - |
| 72 | 減反 | - | - | - | - | - | - | - |
| 73 | 集落排水 | | | | | | | |
| 74 | 中山間地域直接支払制度支援 | - | - | - | - | - | - | - |
| 75 | 中山間情報管理 | - | - | - | - | - | - | - |
| 76 | 林業治山積算 | - | - | - | - | - | - | - |
| 77 | 法定外公共物管理 | - | - | - | - | - | - | - |
| 78 | 職員給与 | | | | | | | |
| 79 | 人事・給与 | | - | - | - | - | - | - |
| 80 | 嘱託・臨時職員 | - | - | - | - | - | - | - |
| 81 | 臨時給与管理 | - | - | - | - | - | - | - |
| 82 | 職員人事 | - | - | - | - | - | - | - |
| 83 | 職員給与計算 | | | | | | | |
| 84 | 議員給与管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 85 | 起債管理 | | | | | | | |
| 86 | 会計経理 | | - | - | - | - | - | - |
| 87 | 予算管理(財務庶務) | | | | | | | |
| 88 | 財産管理 | | | | | | | |
| 89 | 基金管理 | - | - | - | - | - | - | - |
| 90 | 用度管理 | - | - | - | - | - | - | - |
| 91 | 補助率増高 | - | - | - | - | - | - | - |
| 92 | 消防団管理 | | | | | | | |
| 93 | MIHARI RAIN | | | | | | | |
| 94 | 消防防災 | | | | | | | |
| 95 | 図書館総合管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 96 | 図書貸出管理 | - | - | - | - | - | - | - |
| 97 | 蔵書検索 | - | - | - | - | - | - | - |
| 98 | 交通災害 | | | | | | | |
| 99 | 給食費管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 100 | 文書管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 101 | 例規集管理 | | - | - | - | - | - | - |
| 102 | グループウェア | | - | - | - | - | - | - |
| | (オフコン) | 65 | 23 | 31 | 24 | 1 | 0 | 19 |
| | (スタンドアロン) | 11 | 16 | 18 | 12 | 15 | 14 | 15 |
| | (C/S) | 1 | 4 | 6 | 1 | 36 | 24 | 16 |
| | 合計 | 77 | 43 | 55 | 37 | 52 | 38 | 50 |

【凡例と用語説明】

オフコンで使用(オフコン オフィスコンピュータの略=事務処理に特化したコンピュータ)
 スタンドアロンで使用(スタンドアロン=コンピュータを他のコンピュータと接続せずに利用する形態)
 C/Sで使用(C/S クライアントサーバの略=分散型コンピュータシステム)

協議事項に係る参考資料

協定項目 第23号

大野郡5町2村合併協議会

先進事例

篠山市（兵庫県 H11.4.1 合併）

電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新町において調整する。

本庁舎、5支所、小学校、中学校、公民館、福祉・医療関連施設等の機能的な連携を図り、住民サービス提供に支障をきたさないために、情報の共有化を推進し、コンピューター網の整備に2年間をかけた。

西東京市（東京都 H113.1.21 合併）

当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

合併時に統合された電算システムは、住民基本台帳システム、印鑑登録・証明システム、外国人登録システム、住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、選挙システム、国民年金システム、児童手当・育成手当システム、保育料システム、税等収納システム、老人医療システム、の住民情報系電算システム（ホストコンピュータ処理）であった。

さぬき市（香川県 H14.4.1 合併）

新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。

東かがわ市（香川県 H15.4.1 合併）

電算システム事業の取扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

周南市（山口県 H15.4.21 合併）

新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うため、各市町の現行処理システムの中から、業務ごとに2処理システムを選定し、これに改善を加えることにより電算データ及び処理システムの速やかな統合を図る。

佐伯市・南郡5町3村合併協議会（大分県 H17.3.3 合併予定「佐伯市」）

住民サービスに直接関連する電算システム事業は、住民サービスの低下を招かないよう調整し、合併までに整備する。その他の電算システムは、事務に支障がでないよう合併までに調整する。

東宇和・三瓶町合併協議会（愛媛県 H16.4.1 合併予定「西予市」）

新市の電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統一し、広域ネットワークにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併後随時調整する。

南宇和合併協議会（愛媛県 H16.10.1 合併予定「愛南町」）

電算業務については、下記の基本的な考え方を基に総合的に検討し、合併時に電算システムの統合を図るものとする。

- 1 住民生活に影響を及ぼさないように十分に配慮する。
- 2 統合に係る改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。
- 3 地域情報化の推進・サービスの提供等への課題に対応できるようにする。

統合形態の選択状況

| 選択形態 | 合併形態 | 団体名 | 比較検討形態 | 主な選択理由 |
|-----------|------|----------------------------|--|--|
| 一市集約 | 新設 | 篠山市 (旧篠山町、旧丹南町のシステムに集約) | ・新規システムの構築 ・既存システムの活用 | 下記を総合的に判断し、「新しいシステムはつくりたくない、機能追加も行わない」とした。人口で8割を占める2町のシステムを選択 ・時間的制約と職員の作業負担、安定運用 ・経済性 ・カスタマイズがされていなかった ・隣接の市町の助言等 |
| 一市集約 | 新設 | 西東京市 (旧田無市のシステムに集約) | 基幹システムにつき以下を検討 ・既存システムの活用 ・ブリッジ ・一市集約(旧田無市に統合/旧保谷市に統合か検討) | ・コスト比較 ・開発期間が短いことへの対応可能性 ・安全・確実性を優先 |
| 併用 | 新設 | 周南市 (新南陽市：住民記録/徳山市：税務等) | ・新規システムの構築 ・一市集約 ・併用 ・当分の間、統合せず旧システムを活用 | ・開発期間や費用の検討から新規システムの構築は現実的でないと判断した ・限られた期間で統合するにあたって、業務ごとの作業分担が有効と判断した ・業務を2つに分け、そのシステム規模、統合作業量と、旧市町村の電算職員数を考慮し、それぞれの業務システムの採用市を決定した |
| 新規システムの構築 | 新設 | 東かがわ市 | ・新規システムの構築 | ・規模に合った最適なシステムを導入し、拡張性のあるネットワークを構築する ・旧3町で単独自己導入していた汎用機やオフコンは安定性があり基幹業務に適している ・セキュリティの確保が容易 |
| 分散委託 | 新設 | さぬき市 | ・新規システムの構築(自己導入) ・一市集約(自己導入) ・分散委託(委託と自己導入の併用) | ・開発費用/運用費用 ・開発期間 ・安全性 ・職員の事務量 ・事務のレベルアップの可否 ・処理能力、処理の円滑化 ・「事務」への融合性 ・情報システム部門の人事異動への対応容易性 ・今後の情報機器の方向及び国などの動向 ・職員は従来の処理業務から企画立案業務にシフトすべきであるという考え方 |

(参考資料 「市町村合併に伴う情報システムの在り方に関する調査研究」 平成15年3月 財団法人 地方自治情報センター)

消防防災事業の取扱いについて

消防防災事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

消防防災事業の取扱いについて

〔消防事業の取扱い〕

消防団は、合併時に統合する。

消防団の定数は、合併時は 5 町 2 村の定数の合計とし、消防団員は、原則として新市に引き継ぐ。ただし、団員資格の年齢要件については、1 8 歳以上の者とする。

組織については、合併時は現行の消防団を支団（仮称）とする連合消防団制とし、団長 1 人、支団長 7 人、副支団長 7 人を置く。支団の名称については、合併までに調整する。

新市の消防団の定数及び組織については、速やかに消防計画を策定し調整する。

出動体制については、合併までに組織に合わせて調整する。

現有の消防施設及び資機材については、新市に引き継ぐ。

年間行事については、新市において調整する。

消防相互応援協定については、新市において調整する。

消防団員の報酬及び費用弁償については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに統一する。

その他、軽微な事項については、合併までに調整する。

〔防災事業の取扱い〕

防災会議及び水防会議については、合併時に新たに設置し、新市において速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。

災害予防及び災害時対策は、合併までに調整し体制を確立する。

〔防災行政無線等の取扱い〕

現行の防災行政無線については、新市に引き継ぎ、住民生活に支障がないよう調整する。

未整備地域の防災行政無線設置については、新市において調整する。

緒方町のオフトーク通信、大野町の C A T V にかかる音声告知システムについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第26号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

| | | | |
|-------|----------------|-----|-------------|
| 大項目 | 26. 消防防災事業の取扱い | 中項目 | 1. 消防事業の取扱い |
| 協議の結果 | | | |

| 調査 町村名 | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------------|---|--|--|---|---|--|---|----------------------------|---|
| | 小項目 | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
| 町 村 別 内 容 | 条 例 条例の名称 | 三重町消防団条例 | 清川村消防団条例 | 緒方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 | 朝地町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 | 大野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 | 千歳村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 | 犬飼町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 | <p>【作業部会案】 消防団は、合併時に統合する。消防団員は、原則として新市に引き継ぐ。ただし、団員資格の年齢要件については、18歳以上の者とする。消防団の定数は、合併時は5町2村の定数の合計とし、その後は新市の消防計画に基づき定数の適正化を図る。組織については、現行の消防団を支団とし、団長1人、支団長7人、副支団長7人を置き、支団の名称は合併までに調整する。ただし、当分の間は、現行の消防団を引き継ぎ連合消防団制とする。出動体制については、合併までに組織に合わせて調整する。現有の消防施設及び資機材については、新市に引き継ぐものとする。年間行事については、新市において調整するものとする。消防相互応援協定については、新市において調整する。消防団員の報酬及び費用弁償は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時までに統一する。その他、軽微な事項については、合併までに調整する。</p> <p>【専門部会・幹事会案】 消防団は、合併時に統合する。消防団の定数は、合併時は5町2村の定数の合計とし、消防団員は、原則として新市に引き継ぐ。ただし、団員資格の年齢要件については、18歳以上の者とする。組織については、合併時は現行の消防団を支団（仮称）とする連合消防団制とし、団長1人、支団長7人、副支団長7人を置く。支団の名称については、合併までに調整する。新市の消防団の定数及び組織については、速やかに消防計画を策定し調整する。出動体制については、合併までに組織に合わせて調整する。現有の消防施設及び資機材については、新市に引き継ぐ。年間行事については、新市において調整する。消防相互応援協定については、新市において調整する。消防団員の報酬及び費用弁償については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時までに統一する。その他、軽微な事項については、合併までに調整する。</p> |
| | 定数(定員) 計1,343人 任命(任用) | 365人 | 130人 | 226人 | 152人 | 174人 | 120人 | 176人 | |
| | 年齢 | 20歳以上の者 | 18歳以上の者 | 18歳以上の者 | 18歳以上の者 | 年齢20歳以上55歳までの者 | 18歳以上の者 | 18歳以上の者 | |
| | 組 織 15.4.1現在 構成 計38分団 | ・第1～第7分団 | ・本部、第1～第4分団 | ・第1～第6分団 | ・第1～第6分団 | ・役場分団、第1～第5分団 | ・第1～第2分団 | ・第1～第6分団 | |
| | 階級及び現団員数 | | | | | | | | |
| | 団長 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 副団長 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 分団長 | 38 | 7 | 5 | 6 | 6 | 2 | 6 | |
| | 副分団長 | 40 | 7 | 5 | 7 | 6 | 2 | 6 | |
| | 部長 | 64 | 27 | 5 | 12 | | 9 | 11 | |
| | 班長 | 289 | 109 | 18 | 45 | 30 | 25 | 23 | |
| | 団員 | 856 | 203 | 89 | 145 | 104 | 118 | 121 | |
| | その他 指導員 | 20 | 8 | | 4 | 4 | 2 | | |
| | 本部書記等 | 2 | 2 | | (2) | | | | |
| | 計 | 1,323 | 365 | 124 | 221 | 152 | 118 | 169 | |
| 消防設備 | | | | | | | | | |
| ・消防団詰所数 | | 25 | 5 | 12 | 6 | 8 | 9 | | |
| ・消防ポンプ自動車数 | | 2 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | | |
| ・積載車数 | | 23 | 4 | 9 | 5 | 10 | 11 | | |
| （内軽車両数） | | (0) | (0) | (0) | (0) | (8) | (1) | | |
| ・小型動力ポンプ数 | | 23 | 4 | 10 | 5 | 10 | 11 | | |
| 各種事業 特別点検 内容 | 有（1月第2日曜日） 分列行進、人員服装点検 アトラクション、放水点 検表彰 | 有（1月） 人員服装点検、機械器具 点検、訓練点検、放水点 検、分列行進、表彰 | 有（1月15日前後の日曜） 人員服装点検、機械器具 点検、訓練点検、放水点 検、分列行進、表彰 | 有（1月第2土曜日） 人員服装点検、訓練点検 放水点検、分列行進、表 彰、アトラクション | 有（1月） 人員服装点検、小隊訓練 、放水点検、分列行進、 表彰 | 有（1月第2土曜日） 人員服装点検、機械器具 点検、操法点検、放水点 検、表彰 | 有（1月上旬の日曜日） 人員服装点検、操法点検 分列行進、放水点検、ア トラクション | | |
| 入退団式 各種訓練、講習 | 入団式（5月）退団式（8月） 部長以上幹部研修、新入 団員教養訓練、操法合同 訓練、地震対策防災訓練 冬季合同訓練、文化財防 禦訓練 | 入団式（4月） 部長以上幹部研修、新入 団員教養訓練、操法合同 訓練、防禦訓練、冬季合 同訓練等 | 入団式有（4月） 新入団員辞令交付式、消 防学校入校、新入団員・ 患部訓練・予防運動、山 岳遭難救助訓練 | 入退団式 無 操法大会、全団員訓練、 ラッパ隊訓練、新入団員訓 練、火災防禦訓練 | 入退団式 無 初任者訓練及び操法員合 同訓練、火災防禦訓練 操法大会、分団長研修、 消防団員普通科講習 | 入退団式 無 夏季訓練、操法訓練、水 防訓練、防禦訓練 | 入退団式 無 夏季訓練、防禦訓練、役 員研修（1日入校） | | |
| 年末夜警日程 防火パレード | 12月27日～30日 無 | 12月27日～30日 春、秋の火災予防運動中 （3月、11月） | 12月27日～29日 春、秋の火災予防運動中 （3月、11月） | 12月26日～30日 無 | 12月28日～30日 有、11月 | 12月28日～30日 有、11月 | 12月28日～30日 有、11月、3月 | | |
| 幹部会議（分団長会議） | 年6回 | 年6回 | 年6回 | 年5回 | 年5回 | 年5回 | 年4回 | | |

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第26号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

| | | | |
|-------|-----------------|-----|--------------|
| 大項目 | 26 . 消防防災事業の取扱い | 中項目 | 1 . 消防事業の取扱い |
| 協議の結果 | | | |

| 調 査 町村名 | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況 | | | | | | | | 調整の具体的内容 | |
|-----------------------|-----------------------------|--------------------------------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--|---|----------|--|
| | 小項目 | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | | |
| 町 村 別 内 容 | 消防相互応援協定 協定名、協定相手を 記載 | 大分県及び市町村相互間の 災害時応援協定 県及び県下全市町村 | 大分県及び市町村相互間の 災害時応援協定 県及び県下全市町村 | 大分県及び市町村相互間の 災害時応援協定 県及び県下全市町村 | 大分県及び市町村相互間の 災害時応援協定 県及び県下全市町村 | 大分県及び市町村相互間の 災害時応援協定 県及び県下全市町村 | 大分県及び市町村相互間の 災害時応援協定 県及び県下全市町村 | 大分県及び市町村相互間の 災害時応援協定 県及び県下全市町村 | | |
| | | 災害時における相互協力に 関する覚書 郵便局 | | | | | | | | |
| | | 九州電力との災害復旧に関 する覚書 | | | | | | | | |
| | | | 火災時相互応援協定 三重町・緒方町・大野町 | | 相互応援協定 緒方町、直入町、大野町、 竹田市、野津原町 | 災害時（広域）相互応援 協定 朝地町、犬飼町、三重町、 清川村 | 災害時相互応援協定 三重町、犬飼町 災害時広域相互応援協定 朝地町 | 消防相互応援協定 野津町、三重町、大野町、 千歳村 災害時広域相互応援協定 野津町、三重町、千歳村、 朝地町 | | |
| | | | 消火用水供給支援に関する 協定書 | | | | 消火用水供給支援に関する 協定 | 消火用水供給支援に関する 協定 東部消防、構成6町村、豊 肥生コン協同組合 | | |
| | | | 地震災害時における建設用 資機材の支援に関する協定書 大野東部、関係町村、（社） 大分県建設業会大野支部 | | | | 地震災害時における建設用 資機材の支援に関する協定 大野東部、関係町村、（社） 大分県建設業会大野支部 | 地震災害時における建設用 資機材の支援に関する協定 大野東部、関係町村、（社） 大分県建設業会大野支部 | | |
| | | | | 竹田広域消防管内建設用資材 支援協定 | | | | | | |
| | | | | | | | | 地震災害時におけるクレーン 車の支援に関する協定書 東部消防、構成6町村、三重 クレーン) | | |

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第26号
大野郡 5 町 2 村合併協議会

担当部会【総務部会】

| | | | |
|-------|-----------------|-----|--------------|
| 大項目 | 26 . 消防防災事業の取扱い | 中項目 | 1 . 消防事業の取扱い |
| 協議の結果 | | | |

| 調査 町村名 | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況 | | | | | | | | 調整の具体的内容 |
|-------------|----------------------|-------------|----------|------------|---------------|--------------|----------|---------------------|----------|
| | 小項目 | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
| 町 村 別 | 報酬 | | | | | | | | |
| | 団長 | 125,000円 | 98,000円 | 105,000円 | 105,000円 | 107,000円 | 100,000円 | 105,000円 | |
| | 副団長 | 90,000円 | 72,000円 | 72,500円 | 73,000円 | 74,000円 | 74,000円 | 72,000円 | |
| | 分団長 | 65,000円 | 51,000円 | 53,000円 | 51,000円 | 54,000円 | 51,000円 | 51,000円 | |
| | 副分団長 | 42,000円 | 38,000円 | 35,000円 | 35,000円 | 36,000円 | 40,000円 | 35,000円 | |
| | 部長 | 37,000円 | 24,000円 | 30,000円 | | | 39,000円 | 32,000円 | |
| | 班長 | 27,000円 | 20,000円 | 21,500円 | 20,000円 | 24,000円 | 20,000円 | 21,000円 | |
| | 団員 | 21,000円 | 19,000円 | 18,500円 | 19,000円 | 21,000円 | 19,000円 | 19,000円 | |
| | その他 | | | | | | | | |
| | 指導員 | 52,000円 | 52,000円 | 53,000円 | 2,350円/日 | 54,000円 | 12,500円 | | |
| ラッパ隊 | | | | | | 12,000円 | | | |
| 内 容 | 費用弁償(出勤手当) | | | | | | | | |
| | 火災・災害手当 | 2,200円 / 回 | 1,700円/回 | 1,800円/回 | 1,800円/回 | 2,000円/回 | 1,800円/回 | 1,800円/回 | |
| | 訓練 | 2,200円 / 回 | 1,700円/回 | 1,800円/回 | 1,800円/回 | 2,000円/回 | 1,800円/回 | 1,800円/回 | |
| | 警戒 | 2,200円 / 回 | 1,700円/回 | | | 2,000円/回 | 1,800円/回 | 1,800円/回 | |
| | その他 | | | | | | | | |
| | 消防学校入校 | 入校経費実費 | | | | | | | |
| | 年末夜警 | 10,000円 / 部 | | | | | | | |
| | ラッパ隊練習 | 2,200円 / 回 | | | | 1人1,000円/回 | | | |
| | 分団等運営助成金 | | | | | | | | |
| | 分団 | 20,000円 | 25,000円 | 3,000円*団員数 | 576,000円(町全体) | 300,000円(役場) | 無 | 10,000円+(1,700円*人数) | |
| 本部 | なし | | | | | 無 | 同上 | | |
| ラッパ隊 | なし | | | 64,800円 | | 無 | | | |
| はしご隊 | なし | | | | | 無 | 300,000円 | | |
| その他 通信隊 | | | | | | 無 | | | |
| 部への補助 | 500円*部員数 | | | | | 無 | | | |
| 退職報償金 | 大分県消防補償等組合退職報償金条例による | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | | |
| その他の事項 | | | | | | | | | |
| ラッパ隊の有無 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 無 | | |
| はしご隊の有無 | 有 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | | |
| 団員への被服等の貸与 | | | | | | | | | |
| ・消防被服一式 | 全団員 | 全団員 | 全団員 | 全団員 | 冬服のみ1/2補助 | 1/3村補助 | 入団時無償配布 | | |
| ・ヘルメット | 部で購入 | 分団に配置 | 全団員 | 分団に配置 | 操作員数支給 | 部に配置 | 各部へ配布 | | |
| ・防火衣 | 部で購入 | 分団に配置 | 分団に配置 | 分団に配置 | 操作員数支給 | 部に配置 | 各部へ4枚配布 | | |
| ・防火ヘルメット | 部で購入 | 分団に配置 | 分団に配置 | 分団に配置 | 操作員数支給 | 部に配置 | 各部へ4枚配布 | | |
| ・防火手袋 | 部で購入 | 分団に配置 | 分団に配置 | 分団に配置 | 操作員数支給 | 部に配置 | 無 | | |
| ・半長靴 | 全団員 | 全団員 | 全団員 | 全団員 | 1 / 2補助 | 1/2村補助 | 入団時無償配布 | | |
| ・長靴 | 部で購入 | 全団員 | 無 | 無 | 無 | 1/2村補助 | 無 | | |

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第26号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

| | | | |
|-------|----------------|-----|-------------|
| 大項目 | 26. 消防防災事業の取扱い | 中項目 | 2. 防災事業の取扱い |
| 協議の結果 | | | |

| 調査町村名 | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | | | 調整の具体的内容 |
|---|--|---|--|---|---|---|--|---|---|
| | 小項目 | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
| 町 村 別 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議 ・ 条例 ・ 組織 ・ 任期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議条例 ・ 会長他17名 ・ 規定なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議条例 ・ 会長他10人 ・ 規定なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議条例 ・ 会長他12名 ・ 2年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議条例 ・ 会長他7人 ・ 2年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議条例 ・ 会長他12名 ・ 2年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議条例 ・ 会長他14人 ・ 規定なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議条例 ・ 会長他17名 ・ 2年 | <p>【作業部会・専門部会・幹事会案】 防災会議及び水防会議については、合併時に新たに設置し、新市において速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。 災害予防及び災害時対策は、合併までに調整し、体制を確立する。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部 ・ 条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部条例 (災害対策本部規則) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部条例 (災害対策本部規程) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部条例 (災害対策本部規程) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部条例 (災害対策本部規則) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部条例 (災害対策本部規程) | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防会議 ・ 条例 ・ 組織 ・ 任期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防協議会条例 ・ 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者 ・ 2年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防協議会条例 ・ 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者 ・ 規定なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防協議会条例 ・ 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者 ・ 2年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防協議会条例 ・ 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者 ・ 2年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし ・ 規定なし ・ 規定なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防協議会条例 ・ 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者 ・ 2年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防協議会条例 ・ 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者 ・ 2年 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の概要 ・ 名称 ・ 目的 ・ 計画の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重町地域防災計画(地震対策編)(風水害等その他の災害対策編) ・ 防災活動体制の整備確立、防災行政を総合的かつ計画的に推進、地域の保全と町民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 ・ 防災関係機関は、緊密な連携と協力によって、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努める。 ・ 略 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清川村地域防災計画 ・ 防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の保全と村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 ・ 計画の目的、地勢等、災害予防計画、応急対策計画、災害復旧復興計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緒方町地域防災計画 ・ 15年度策定中 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝地町地域防災計画 ・ 朝地町にかかる災害対策に関し町の処理すべき事務を中心として、町内の関係機関を含めて、総合的な計画を定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大野町地域防災計画 ・ 災害対策基本法第42条の規定に基づき大野町の地域にかかる災害対策に関する総合的かつ基本的な施策を定めもって防災活動に万全を期し、町民の生命及び財産を災害から保護することを目的とする ・ 災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 千歳村地域防災計画(震災対策編)(風水害等その他の災害編) ・ 防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の保全と村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 ・ 計画の目的、地勢等、災害予防計画、応急対策計画、災害復旧復興計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犬飼町地域防災計画 ・ 震災対策編 ・ 災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧復興計画 ・ 風水害等その他の災害対策編 ・ 災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧復興計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防計画の有無の場合 ・ 名称 ・ 目的 ・ 計画の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 ・ 三重町水防計画書 ・ 洪水による水災を警戒防禦し、これによる被害を軽減して住民生活の安全を図る。 ・ 水防組織、本部の設置と業務分担、水防警報重要水防区域等、水防活動、決壊の通報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 ・ 清川村地域防災計画に準じる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 ・ 15年度策定中 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 ・ 朝地町水防計画 ・ 水防法に基づき、洪水による水災を警戒防禦し、これによる被害を軽減して住民生活の安全を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 無 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 ・ 千歳村水防計画 ・ 目的、組織、水防警報防禦しこれによる被害を軽減して住民生活の安全を図ることを目的とする。 ・ 目的、組織、水防警報、水防区域、水防活動、避難立ち退き、崩壊の通知、水門操作等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 ・ 犬飼町水防計画 ・ 水防法に基づき、洪水による水災を警戒防禦し、これによる被害を軽減して住民生活の安全を図ることを目的とする。 ・ 本部の設置と業務分担水防警報、重要水防区域、水防活動等 | | |

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第26号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

| | | | |
|-------|----------------|-----|----------------|
| 大項目 | 26. 消防防災事業の取扱い | 中項目 | 3. 防災行政無線等の取扱い |
| 協議の結果 | | | |

| 調査 町村名 | | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | | 調整の具体的内容 | |
|---|--|------------------------|-----------------------------------|---|---------------|---|--------------------------|--|---|--|
| | | 小項目 | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | | 犬飼町 |
| 町 村 同 報 系 内 容 | 町 | 識別信号 | ぼうさいみえまちやくば | ぼうさいきよかわむらやくば | | ぼうさいあさじまちやくば | | ぼうさいちとせむら | ぼうさいいぬかいまちやくば(親局) ぼうさいいぬかいまちさんのたけ(中継局) | 【作業部会案】 現行の防災行政無線については、新市に引き継ぎ、住民生活に支障がないよう調整する。 未整備地域の防災行政無線設置については、新市において調整する。 緒方町のオフトーク通信、大野町のCATVにかかる音声告知システムについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし運用については、新市において調整する。 |
| | | 周波数 | 57.665MHz, 407.250MHz, 69.735MHz | 69.165MHz | | 60.995MHz | | 68.22 MHz | アブローチ波60.065MHz、1W サービス波65.27MHz、5W | |
| | | 固定局(親局)数 | 1基 | 2基 | | 1基 | | 1局 | 1基 | |
| | | 中継局数 | 1基 | 0基 | | 1基 | | 0局 | 1基 | |
| | | 屋外拡声器数 | 86基 | 18カ所 | | 13カ所 | | 15カ所 | 11ヶ所(H16に28ヶ所予定) | |
| | | 個別受信機数 | 725台 | 1000台 | | 1300台 | | 831台 | 900台(H16に650台) | |
| | | 放送体制 | 町職員対応 | 村職員対応 | | 町職員対応 | | 職員対応(防災担当) | 町職員対応(総務企画課女性職員) | |
| | | 個別受信機の内容 | 難聴地区、集落にまとまりの無い地区、消防団幹部及び行政関係役員宅等 | 原則1世帯につき1台(例外として公共施設、主要な事業所、医療機関、福祉施設等) | | 原則1世帯につき1台(例外として公共施設、主要な事業所、医療機関、福祉施設等) | | 原則1世帯につき1台(公共施設、消防団詰めに設置) | 原則1世帯につき1台(例外として公共施設、駅、農協、商工会等) | |
| | | ・設置基準 | 指定した場所は、町が負担。町が必要と認めた場所は、2/3負担。 | 負担金 なし 使用料 なし | | 負担金 なし 使用料 中の電池代のみ | | 負担金なし 使用料なし | 負担金 なし 使用料 なし | |
| | | ・設置負担金及び使用料の有無 | 使用料 なし | | | | | | | |
| | 村 | 緊急放送の内容 | 防災、非常災害関係 | 防災、非常災害関係 | | 防災、非常災害関係 | | 防災災害関係 | 防災、非常災害関係 | |
| | | 定時放送の内容 | | | | | | | | |
| | | ・放送回数 | 2回/日 | 随時 | | 1回/日毎日(土曜日は無) | | 随時 | 1回、 | |
| | | ・放送時刻 | 12:40, 19:40 | 随時 | | 19時55分 | | 随時 | 18:55 | |
| | | ・放送内容 | 行政一般情報、時報、農業情報等 | 行政一般情報 | | 役場からのお知らせ (利害関係がある場合は禁止等) | | 役場からのお知らせ (個人の団体等公共のお知らせに相応しくないものは禁止) | 役場からのお知らせ | |
| | | 時報の内容 | | | | | | | | |
| | | ・種類 | ミュージックチャイム | ミュージックチャイム | | ミュージックチャイム | | ミュージックチャイム | 現在サイレンH17からミュージックチャイムの予定 | |
| | | ・回数 | 1日3回 | 1日4回 | | 1日4回 | | 1日2回 | 1日4回 | |
| | | ・時刻 | 6:00, 12:00, 17:00, 18:00(夏休み中) | 6時、11時30分、17時、21時 (夏休み中18時) | | 6時、12時、17時、21時 (4月~10月は6時が5時) | | 12時、17時 | 現在のサイレンは5時、12時、17時、21時(夏休みは18時) | |
| | | 導入年度 | 平成2年度から平成3年度 | 平成11年~12年 | | 平成3年度 | | 平成6年~平成7年 | H14年度(21行政区) H16年度(26行政区)予定 | |
| メーカー名 | 日立国際電気サービス | 富士通ゼネラル | | 日本電気 | | NEC | JRC日本無線 | | | |
| 移 動 系 | 識別信号 | みえぼうさい | きよかわぼうさい | | あさじぼうさい | | ちとせぼうさい | いぬかいぼうさい | | |
| | 周波数 | 466.850MHz, 466.775MHz | 466.675MHz, 466.775MHz | | 407.325MHz | | 466.8125 MHz 466.775 MHz | アブローチ波407.35MHz、W サービス波466.25MHz、W | | |
| | 基地局数 | 1基 | 1基 | | 1基 | | 1局 | 1基 | | |
| | 中継局数 | 1基 | 0基 | | 1基 | | 0局 | 1基 | | |
| | 車載無線台数及び設置基準 | 54台(消防車、公用車) | 8台(消防車、公用車等) | | 15台(消防車、公用車等) | | 5台 消防車、公用車 | 28台(公用車16台、消防車12台) | | |
| | 携帯無線台数及び設置基準 | 15台(役場) | 25台(消防団分団長以上、防災担当課) | | 11台(消防団分団長以上) | | 26台 役場各課、消防団各部に2台 | 23台(消防団員部長及び分団長以上) | | |
| | 導入年度 | 平成2年度から平成3年度 | 平成12年度 | | 平成3年度 | | 平成7年度~平成10年度 | H15年度(H16年2月末完成) | | |
| | メーカー名 | 日立国際電気サービス | 富士通ゼネラル | | 日本電気 | | HITACHI | JRC日本無線 | | |
| | オ フ ト ー ク 通 信 ・ C A T V | 内容 | | | NTT回線 | | | | | |
| | | 総数 | | | 1500台 | | | | | |
| 設置基準 | | | | 希望する各世帯及び事業所等 | | | | | | |
| ・設置負担金及び使用料の有無 | | | | 回線料は利用者負担等 月額500円 | | | | | | |
| 放送体制 | | | | 職員が対応 | | | | | | |
| 緊急放送の内容 | | | | 防災、非常災害関係 | | | | | | |
| 定時放送の内容 | | | | | | | | | | |
| ・放送回数 | | | | 2回/日 毎日 | | | | | | |
| ・放送時刻 | | | | 10時、18時 | | | | | | |
| ・放送内容 | | | | 役場からのお知らせ | | | | | | |
| 時報の内容 | | | | | | | | | | |
| ・種類 | | | ミュージックチャイム | | | | | | | |
| ・回数 | | | 1日4回 | | | | | | | |
| ・時刻 | | | 6時、12時、17時、21時 | | | | | | | |
| 導入年度 | | | 平成3年6月 | | | | | | | |
| メーカー名 | | | NTT | | | | | | | |

・平成15年4月1日から、大野町ケーブルテレビが開局したことに伴い音声告知放送を利用し、気象災害に対する防災に努めるべく注意情報の伝達を行っている。
〔内容〕
・地震、風水害に係る気象災害情報の伝達及び避難勧告等
・その他警察、消防、住民からの緊急情報
〔今後の活用計画〕
・システムの機能を最大限に活用し危機管理体制の充実整備を図りたい。

協議事項に係る参考資料

協定項目第26号

大野郡5町2村合併協議会

【消防防災関係事業の取扱いについて】

《基本方針》

消防団は、合併時に統合することが適切です。ただし、消防団の組織構成は、各町村の災害に対応できる消防力で構成されていること、また、待遇などが異なることがあるので暫定的に従来のままとし、順次、改編していくことも考えられます。

また、防災計画等は、新市町村において速やかに策定することが適当です。

（「合併協議会の運営の手引き」より）

消防団の設置及び区域は条例で定められ（消防組織法15条）、1町村当たりの設置数に制限はありません。

消防組織法上、町村合併が行われた場合の消防団の扱いについて、明記されているわけではありませんが、合併協議会の協定項目に盛り込まれる等の理由により、昭和60年4月以降合併が行われた市町村においては、すべて統合されています。

（総務省ホームページ「合併相談コーナー」より）

《根拠法令；消防組織法》

第1章 総則

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを以て、その任務とする。

第3章 自治体の機関

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

（第3項 省略）

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定数は、条例で定める。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び制服に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

《根拠法令；市町村合併の特例に関する法律》

（国、都道府県等の協力等）

第16条 （第1～第7 省略）

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

災害対策基本法

第3章 防災計画

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 3 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

水防法

第2章 水防組織

（市町村の水防責任）

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

第4章 指定水防管理団体の組織及び活動

（水防計画）

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に図つて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

【先進事例】

あさぎり町（平成15年4月1日）

消防の取扱い

5町村の消防団は、合併時に統合する。

分団等の組織については、合併時に再編成する。

出動手当、各種助成金については、新町の予算措置による。

永年勤続報奨金については、上村の例による。

防災関係の取扱い

防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。

地域にかかる防災予防または、災害応急対策については、合併時に調整する。

水防協議会については、設置しない。

南アルプス市（平成15年4月1日）

消防団の取扱い

消防団の取り扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。新市の消防団の組織体制、報酬手当等は地域の特殊事情によるものを除き、統一することを基本に関係者の協議調整を踏まえて決定する。また、個々の事業計画については、現状を基本に新市の消防計画を策定する際、必要に応じ調整する。

水防計画については、各町村の現行水防計画や各地域の実情を踏まえる中で、都市としての水防計画を策定する。

（防災関係の取扱いについては、項を立てていない。）

東かがわ市（平成15年4月1日）

消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

名称、区域については、合併時に統合する。

任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、調整し、新市に引き継ぐ。引田町、白鳥町及び大内町の消防団の団員であるものについては、新市に引き継ぐ。

組織、階級、定員、訓練、礼式及び制服については、調整し新市に引き継ぐ。出動指令体性は、合併時に統合する。

協議事項に係る参考資料

協定項目第26号

大野郡5町2村合併協議会

消防相互応援協定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

消防施設整備については、新市において調整する。

私設消防組等の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

防災関係の取扱い

地域防災計画については、新市において速やかに策定する。

佐伯市（平成17年3月3日合併予定）

消防団の取扱い

（1）9市町村の消防団は、合併までに統合するが、分団等の組織及び機能は、概ね現行どおりとする。

（2）報酬及び出勤手当は、活動領域等勘案し、合併までに調整する。

（3）退職報奨金は、合併までに調整し統一する。

（4）貸与品及び各種補助金は、合併までに調整する。

防災関係事業の取扱い

（1）防災会議は、合併時新たに設置し、合併後地域防災計画及び水防計画を策定する。

（2）災害予防及び災害時対策は、合併までに調整し体制を確立する。

宇佐市（平成17年3月31日合併予定）

消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合する。

消防団員は、原則として新市に引き継ぐ。ただし、団員資格の年齢要件については、宇佐市の例による。

消防団の組織は、部制とし、合併までに改編を行う。ただし、分団数は現行のとおりとする。

消防団の定員は、当面現行のとおりとする。

消防団員の報酬は、合併時までに統一する。費用弁償は、合併時までに支給の統一基準を作成する。

防災行政無線の取扱い

防災行政無線の管理運用については、当面現行のとおりとする。

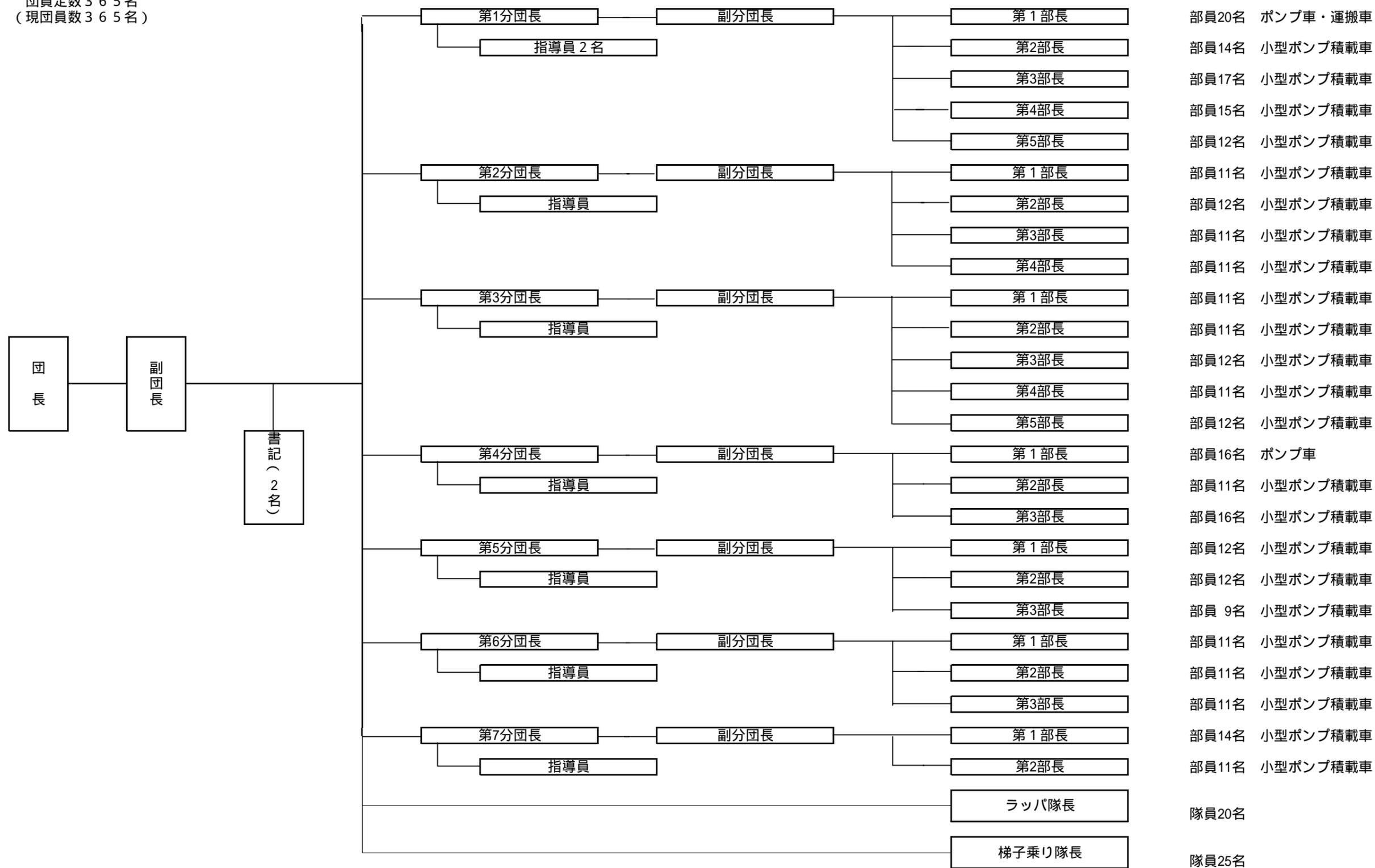
協議事項に係る参考資料

協定項目第26号
大野郡5町2村合併協議会

三重町消防団組織図

平成15年4月1日現在

団員定数365名
(現団員数365名)



点線の部分は、各部からの選出によるため、団員数には含まれない。

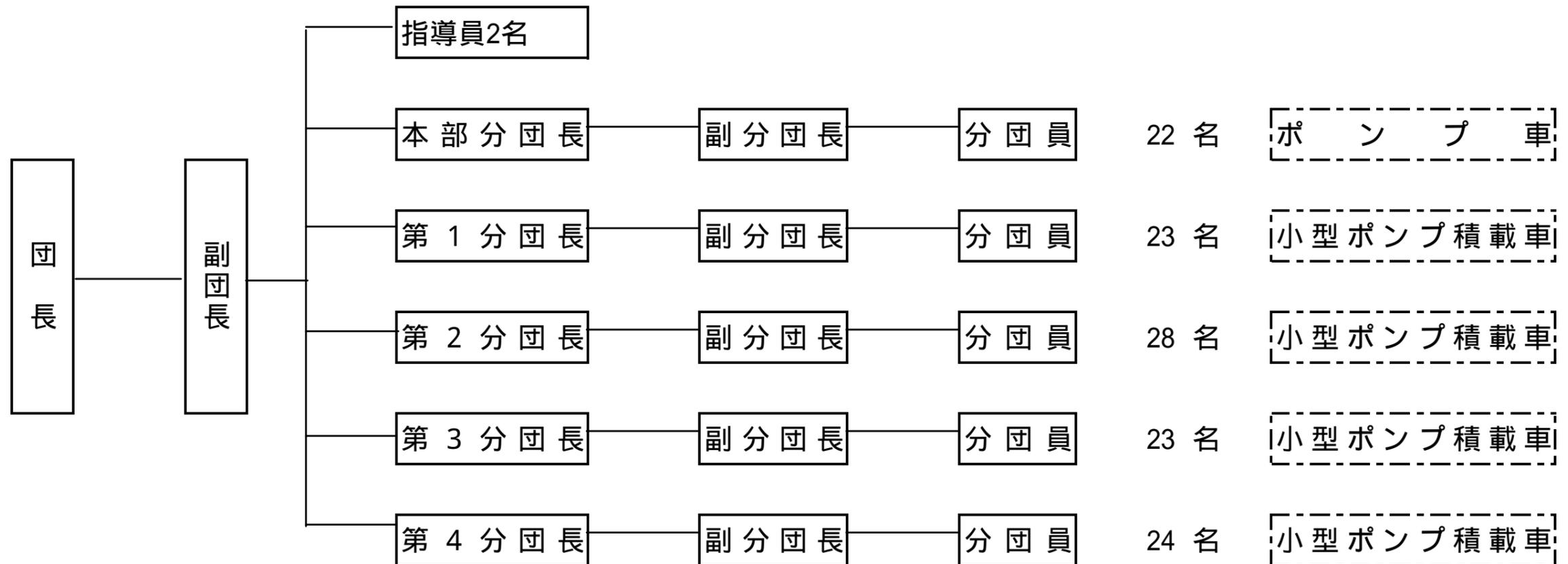
協議事項に係る参考資料

協定項目第26号
大野郡5町2村合併協議会

清川村消防団組織図

平成15年4月1日現在

団員定数 130名
現団員数 124名



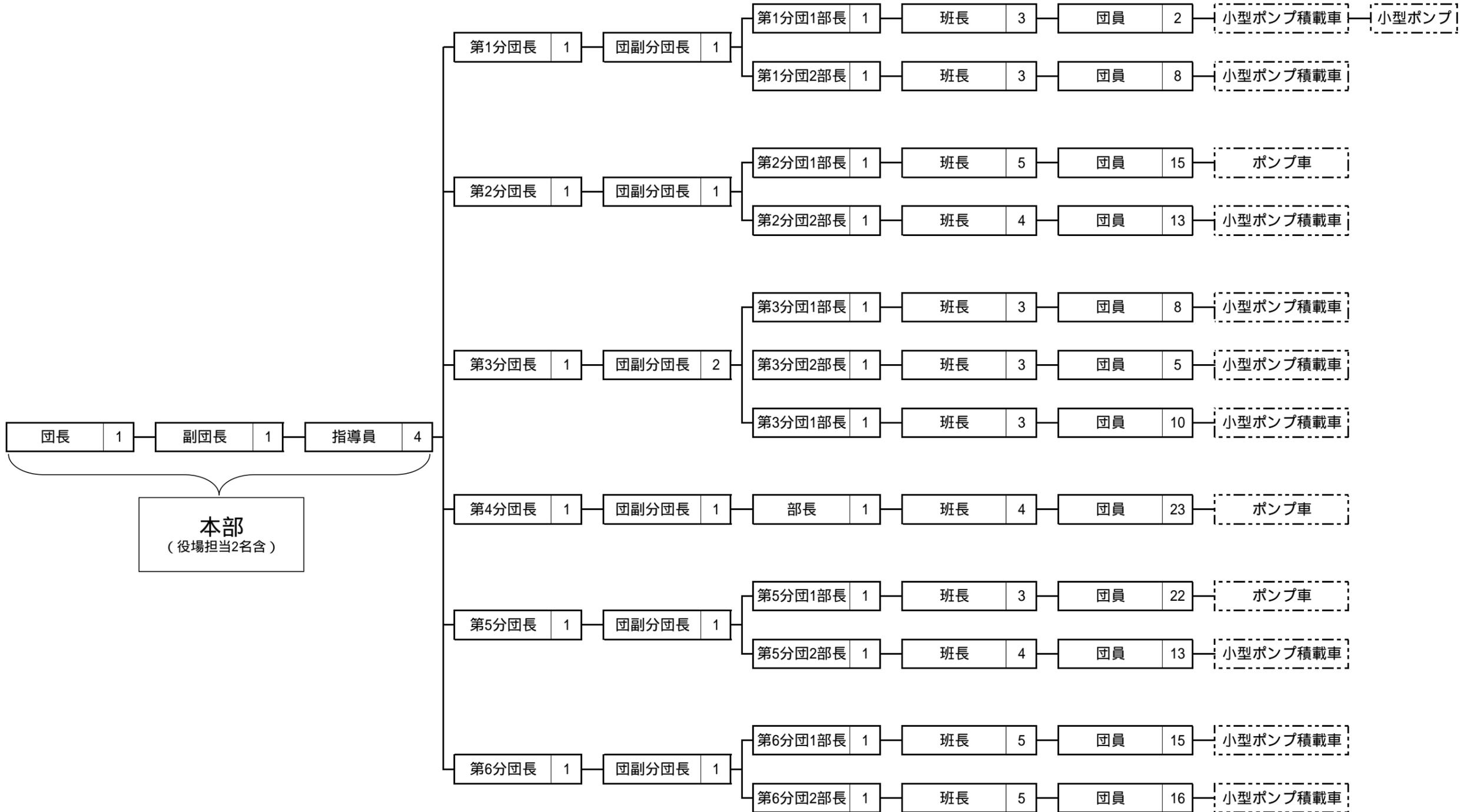
協議事項に係る参考資料

協定項目第26号
大野郡5町2村合併協議会

緒方町消防団組織図

団員定数 226名
現団員数 221名

平成15年4月1日現在



| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-------|---|----|----|----|----|-----------------|-----|
| 計 | 団長 | 1 | 副団長 | 1 | 指導員 | 4 | 分団長 | 6 | 団副分団長 | 7 | 部長 | 12 | 班長 | 45 | 団員 (消防担当2名含) | 152 |
|---|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-------|---|----|----|----|----|-----------------|-----|

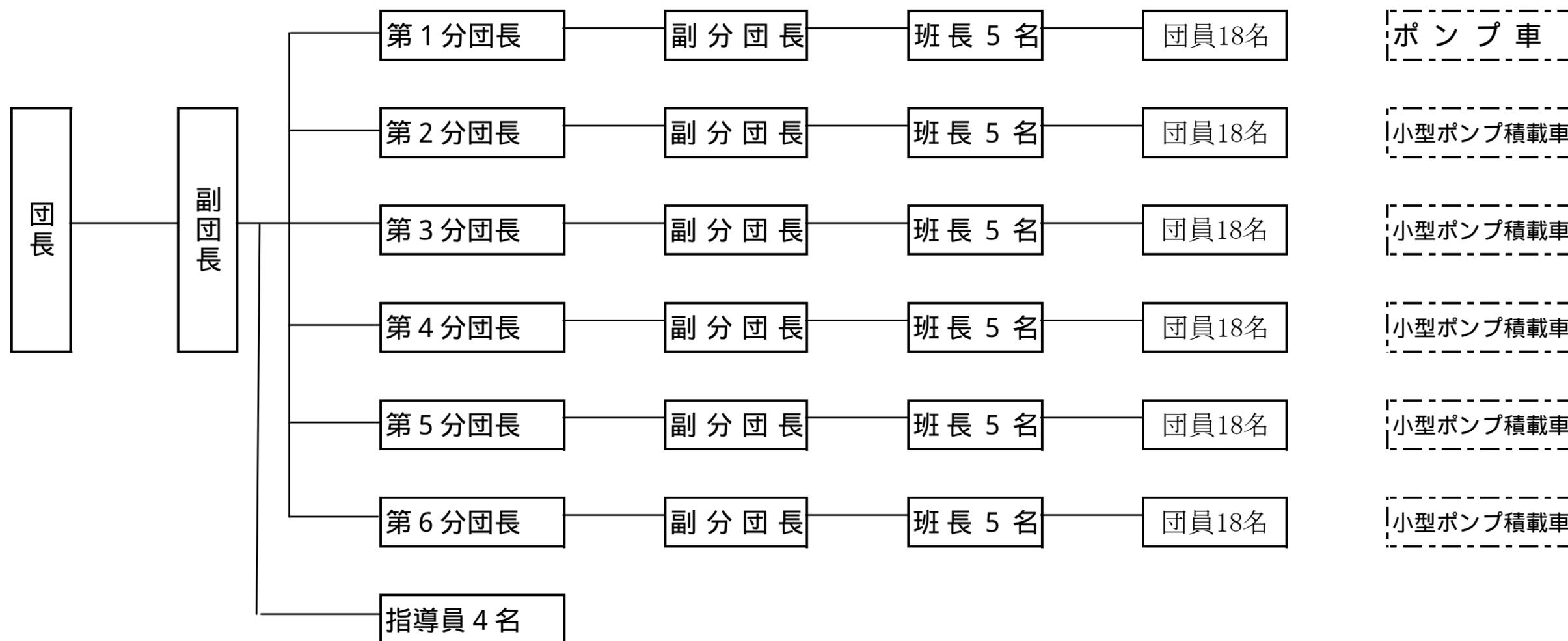
協議事項に係る参考資料

協定項目第26号

朝地町消防団組織図

平成15年4月1日現在

団員定数 152名
現団員数 152名



協議事項に係る参考資料

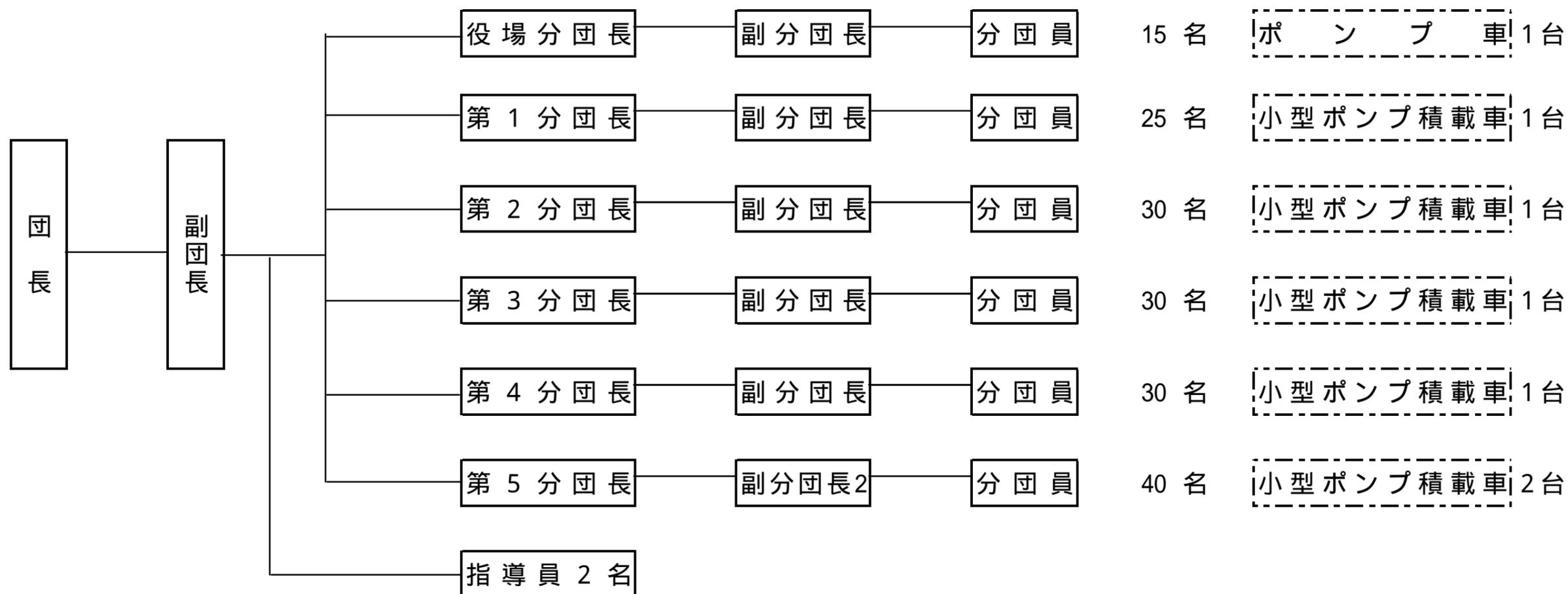
協定項目第26号

大野郡5町2村合併協議会

大野町消防団組織図

平成15年4月1日現在

団員定数 174名
現団員数 174名



協議事項に係る参考資料

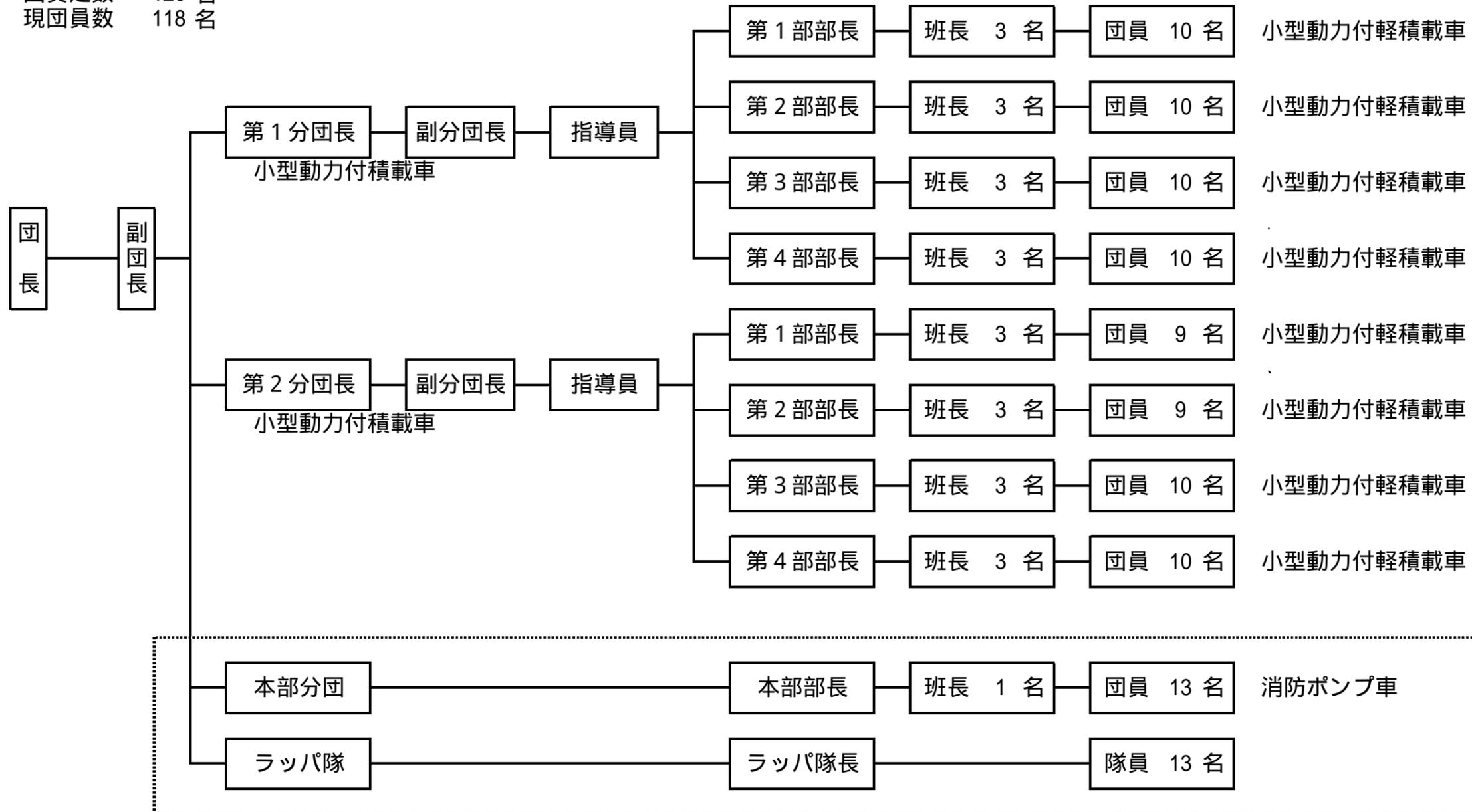
協定項目第26号

大野郡5町2村合併協議会

千歳村消防团组织図

平成15年4月1日現在

団員定数 120名
現団員数 118名



点線部分は班長・団員を兼ねていますので、団員数の合計には加算しない。

協議事項に係る参考資料

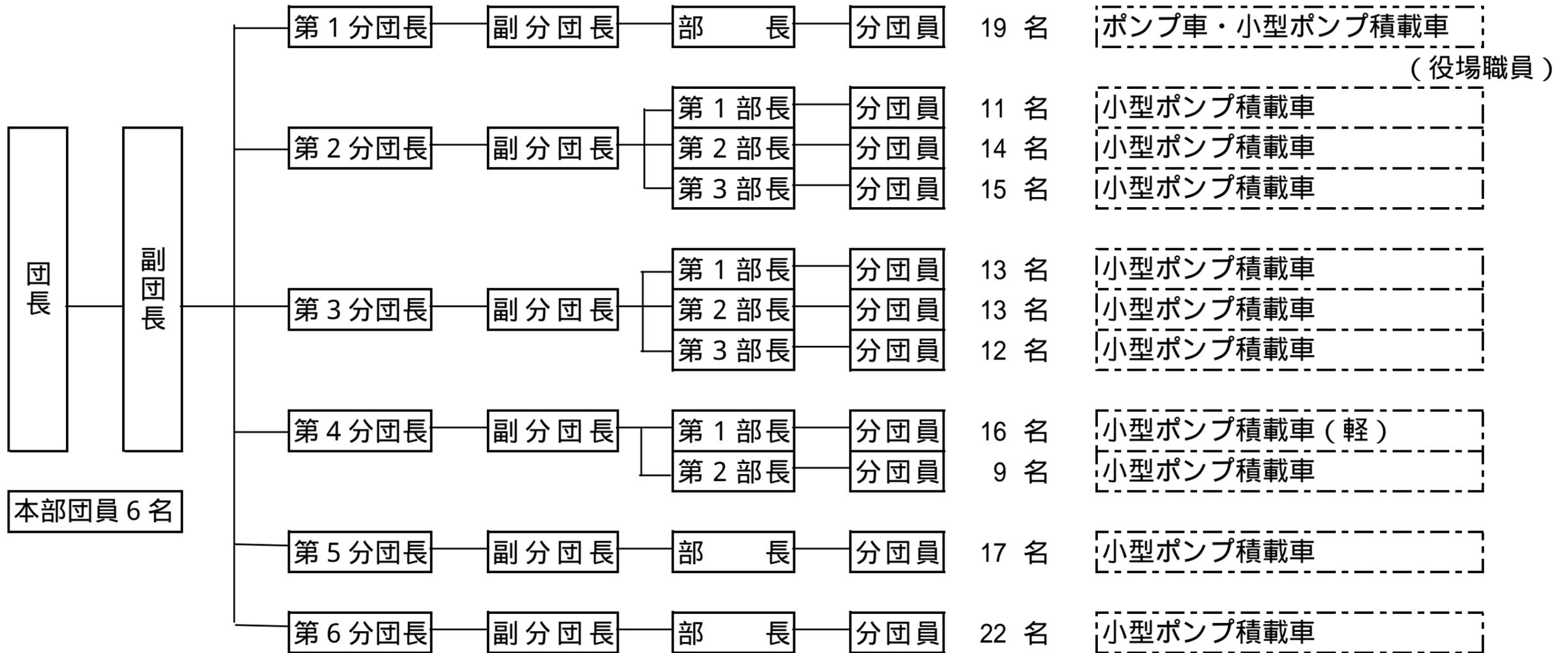
協定項目第26号

大野郡5町2村合併協議会

犬飼町消防団組織図

平成15年4月1日現在

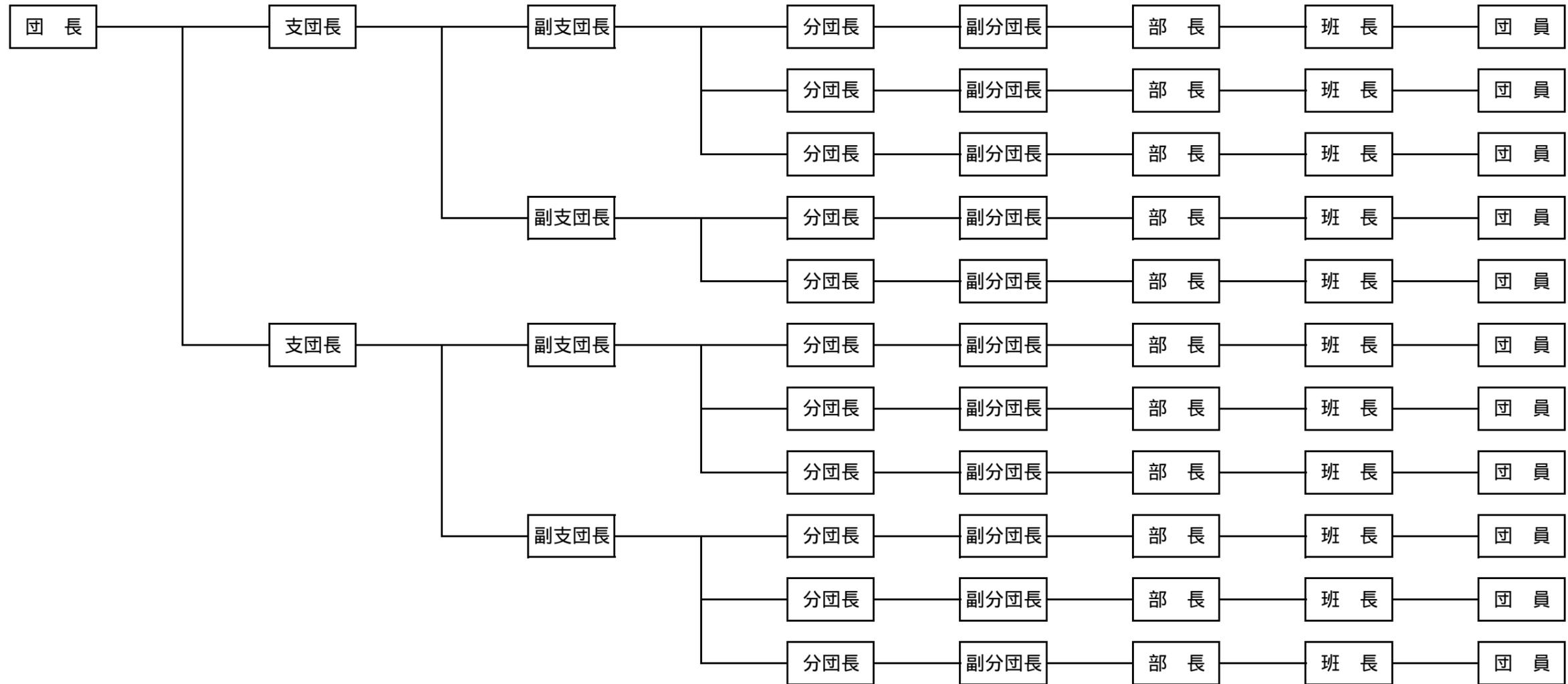
団員定数 176名
現団員数 169名



連合消防団制

事例；日田市郡合併協議会
 (1市2町3村；日田市・大山町・天瀬町・前津江村・中津江村・上津江村)
 現行の消防団を支団とする。
 団長 1名；支団長の中から互選し、団長を決める。(支団長兼務)
 支団長 6名；現行の団長を支団長とする。(階級；現行の団長)
 副支団長 10名；現行の副団長を副支団長とする。(階級；現行の副団長)
 支団の名称は、合併までに調整する。
 ただし、当分の間(2年間)は、現行の消防団を引き継ぎ連合消防団制とする。
 指導員は、各市町村で格付けに相違があるため、合併までに調整する。

イメージ図



協議事項に係る参考資料

協定項目第26号

大野郡5町2村合併協議会

広域消防組合の概要について (15.4.1現在)

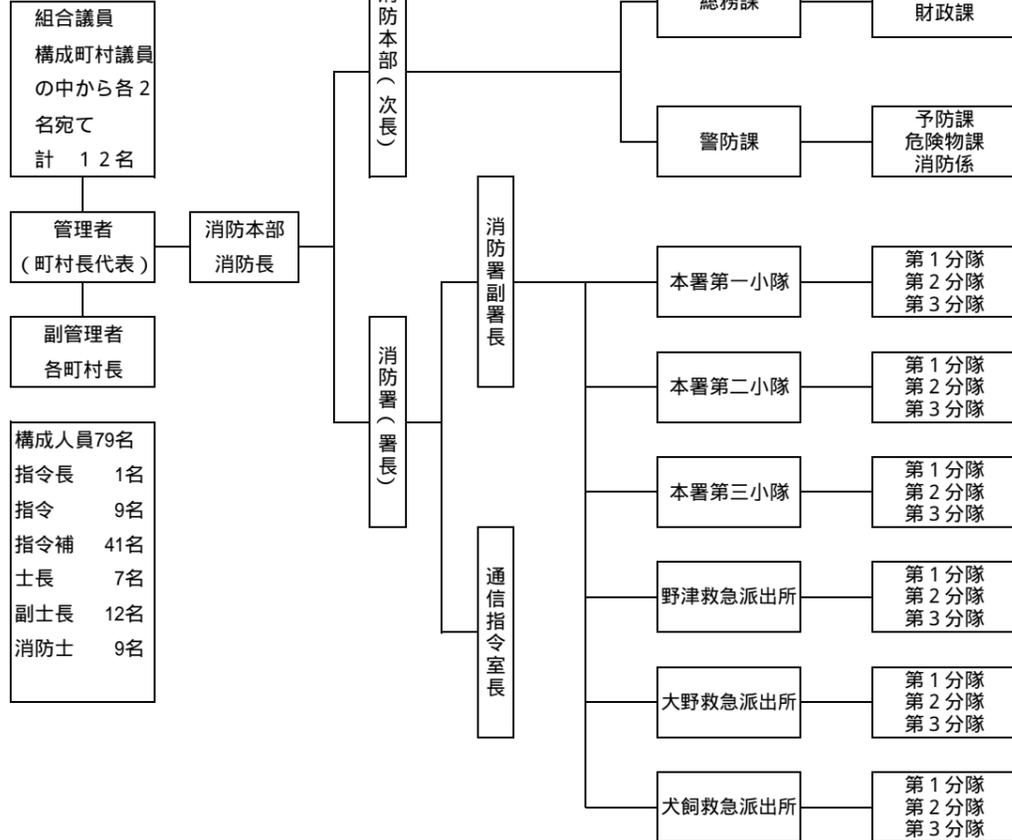
【大野郡東部消防組合】

構成町村 面積526.20Km²(内野津分139.19Km²)

野津町、三重町、清川村、千歳村、大野町、犬飼町

組織機構図

(1) 組織図



組合議員
構成町村議員
の中から各2
名宛て
計 12名

管理者
(町村長代表)

副管理者
各町村長

構成人員79名
指令長 1名
指令 9名
指令補 41名
士長 7名
副士長 12名
消防士 9名

名称・位置・管轄区域

| 名称 | 区分 | 位置 | 管轄区域 | 人員配置数 合計79 |
|----------------------|----|---------------------|------------------|------------------|
| 大野郡東部消防組合 消防本部(署) | | 大分県大野郡三重町大字市場1200 | 組合管内全域 | 消防本部 9 消防署 43 |
| 野津救急派出所 | | 大分県大野郡野津町大字野津原992の4 | 野津町の全域 | 野津 9 |
| 大野救急派出所 | | 大分県大野郡大野町大字田中74 | 大野町の全域 千歳村の一部 | 大野 9 |
| 犬飼救急派出所 | | 大分県大野郡犬飼町大字田原77の3 | 犬飼町の全域 千歳村の一部 | 犬飼 9 |

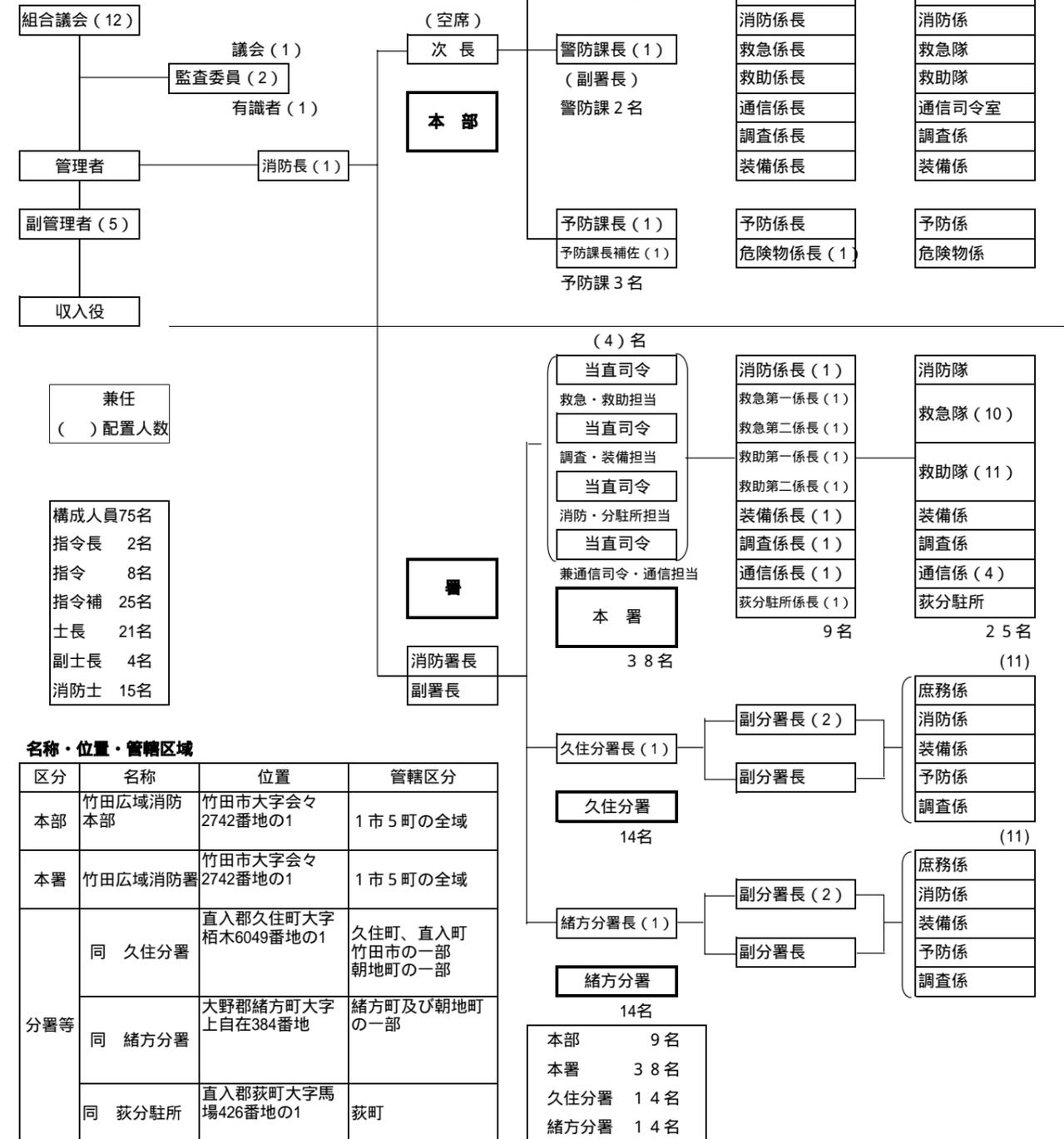
【竹田広域消防組合】

面積694.02km²(内朝地、緒方分216.35km²)

構成町村

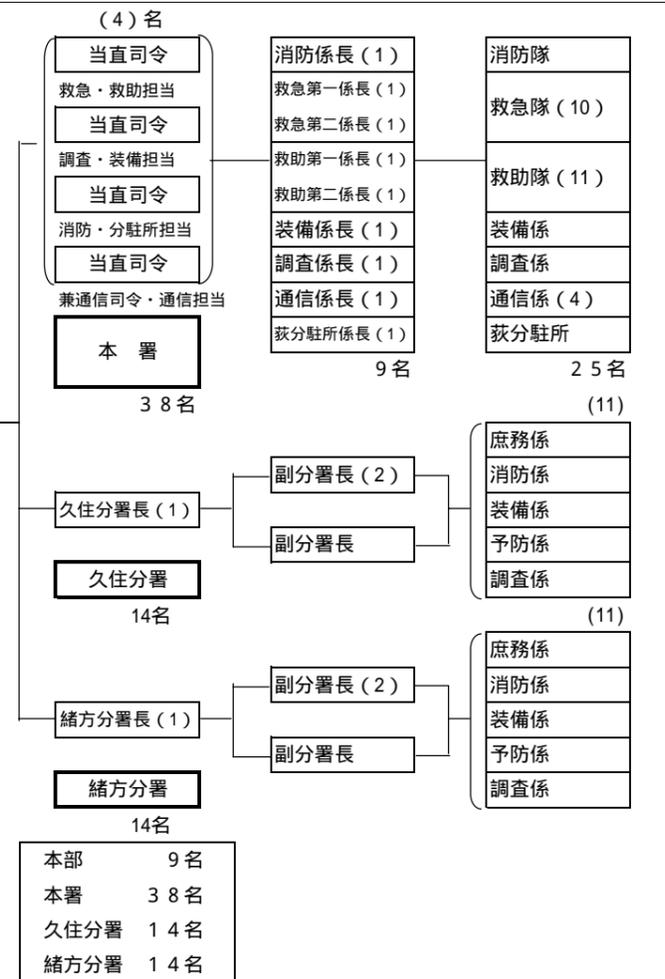
竹田市、荻町、久住町、直入町、緒方町、朝地町

組織機構図



名称・位置・管轄区域

| 区分 | 名称 | 位置 | 管轄区分 |
|-----|----------|--------------------|-----------------------------|
| 本部 | 竹田広域消防本部 | 竹田市大字会々2742番地の1 | 1市5町の全域 |
| 本署 | 竹田広域消防署 | 竹田市大字会々2742番地の1 | 1市5町の全域 |
| 分署等 | 同 久住分署 | 直入郡久住町大字栢木6049番地の1 | 久住町、直入町 竹田市の一部 朝地町の一部 |
| | 同 緒方分署 | 大野郡緒方町大字上自在384番地 | 緒方町及び朝地町の一部 |
| | 同 荻分駐所 | 直入郡荻町大字馬場426番地の1 | 荻町 |



本部 9名
本署 38名
久住分署 14名
緒方分署 14名

交通対策事業の取扱いについて

交通対策事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年2月26日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

交通対策事業の取扱いについて

地方バス路線維持費補助制度については、新市に引き継ぐ。
コミュニティバス、福祉バス及びスクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、運営形態を含み運行全般にわたり、新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第29号

大野郡5町2村合併協議会

| | | | |
|-------|----------------|-----|---------------|
| 大項目 | 29. 交通対策事業の取扱い | 中項目 | 1. 交通対策事業の取扱い |
| 確認の内容 | | | |

| 小項目 | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | | 課題及び調整方針 |
|---|--|--|---|---|--|--|---|--|
| | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
| 路線バス運行補助 助成先 助成内容 助成金 助成内容 助成金 | <ul style="list-style-type: none"> 大野交通(株) 川辺循環線、中の茶屋線、下田代線の3路線の運行に対する助成 3路線 2,500千円/年 (16年度については、三重緒方線334千円を上記金額に追加助成) | <ul style="list-style-type: none"> 大野交通(株) 姥社線 1,700千円 伏野線 1,000千円 2路線に対する助成 2路線 2,700千円/年 (平成16年度については、上記2路線は廃止し、三重緒方線333千円のみ助成) | <ul style="list-style-type: none"> 無 <p>(平成16年度については、三重緒方線333千円を大野交通へ助成)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 大分バス(株) 温見線の運行に対する助成 (H16年10月までは大分バスへその後は竹田交通に支払う) 1路線 1,500千円/年 (平成17年度からは、竹田交通へ2,000千円のみ支払いとなる) | <ul style="list-style-type: none"> 大野交通(株) 安藤線、片島線の2路線の運行に対する助成 片島750千円・安藤900千円 2路線 1,650千円/年 | <ul style="list-style-type: none"> 大野交通(株) 高添線の運行に対する助成 1路線 1,500千円/年 | <ul style="list-style-type: none"> 大野交通(株) 山内線、栗の木線、河面線の3路線の運行に対する助成 3路線 1,800千円/年 犬飼町中央公民館間運行に対する補助(1日2便) 1路線 900千円/年 | 地方バス路線維持費補助制度については、新市に引き継ぐ。コミュニティバス、福祉バス及びスクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、運営形態を含み運行全般にわたり、合併後速やかに調整する。 (平成16年2月10日作業部会案) |
| 過疎バス等運行 名称 運行路線 運行内容 経費(年間) その他 | <ul style="list-style-type: none"> 無 | <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度より運行予定 コミュニティバス運行(案) 6ルートの運行予定 <p>・スクールバス空き時間に住民利用。</p> <p>・利用料金については協議中。(これに伴い診療所送迎も廃止)</p> <p>・委託費の形態については、緒方町と同じ。</p> <p>・学校関係 平成16年度より運行予定 2台運行 西小路線 東小路線 小学校統合により実施 小学校まで4km以上 中学校まで6km以上 (中学校寄宿舎を廃止) 通学に支障がない場合住民利用。 運転・管理業務は委託予定。</p> | <ul style="list-style-type: none"> コミュニティバス運行(過疎バス運行委託を含む。スクールバス運行委託を含む。給食車運行委託を含む。研修バス運行委託を含む。) <p>委託費は運行の委託・修繕・車検・保険等一切を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支出24,625千円/年 収入9,183千円/年 <p>利用料 6,000千円 過疎バス運行補助 2,600千円 へき地患者輸送補助 583千円</p> <p>スクールバス運行交付税等含まず。</p> <p>上記は、15年度が途中からコミュニティバスの運行を開始したため、15年度の現時点の実績から16年度予想される支出・収入を記載(16年度当初予算)した。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 朝地町福祉バス 5路線(南部幹線1、南部幹線2、北部幹線、綿田線、梨小線) スクールバスの空き時間を利用し、毎週火、金曜日に2台(23人、29人乗り)で運行。 <p>収入 1回の乗車(距離に無関係)につき200円(中学生以下無料)</p> <p>支出 2,722,996円 (平成15年度:平成15年7月1日~平成16年3月31日)</p> <p>実績 月平均乗車数:約80名</p> <p>運行目的(条例抜粋) 地域住民の交通の確保を図り、もって関係地域住民の福祉の向上に資するため、福祉バスを設置する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度より運行予定 福祉バス 運行路線 6路線 <p>運行車輛 8人乗2台(既設車輛) 運行回数 週3回(月・水・金曜日) 1路線1日の運行回数4回</p> <p>収入 624,000円/年(利用料金1乗車200円)</p> <p>支出 6,627,000円/年</p> | <ul style="list-style-type: none"> 無 | <ul style="list-style-type: none"> 無 | 地方バス路線維持費補助制度については、新市に引き継ぐ。コミュニティバス、福祉バス及びスクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、運営形態を含み運行全般にわたり、新市において調整する。 (平成16年2月16日専門部会案) |
| スクールバス運行 名称 運行路線 運行内容 経費(年間) | <ul style="list-style-type: none"> 旧南小学校区の児童は、町のスクールバスで送迎。旧三中寄宿舎入寮対象区の生徒は、町のスクールバスで送迎。 支出 2,551千円/年 | | | <ul style="list-style-type: none"> スクールバス運行委託 温見線及び綿田線 平成15年度より、町内3小学校の廃校に伴い、うち温見小及び綿田小の児童を、町のスクールバスで送迎。 <p>支出 7,326千円/年</p> | <ul style="list-style-type: none"> スクールバス運行 北部地区~田中 北部校区の幼稚園、小学生の送迎(北部地区と田中の往復) 町内幼稚園、小学生の交流学習送迎(町内一円) <p>支出 1,688千円/年 (別に燃料費10万円/年)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 無 | <ul style="list-style-type: none"> 無 | 地方バス路線維持費補助制度については、新市に引き継ぐ。コミュニティバス、福祉バス及びスクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、運営形態を含み運行全般にわたり、新市において調整する。 (平成16年2月19日幹事会案) |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第29号

大野郡5町2村合併協議会

交通対策の基本的な考え方

交通対策における公共交通体系の整備・充実、高齢化が益々進む新市にとって、重要な課題の一つである。

高齢者等の交通手段を持たない市民の便宜を図るため、JR及び既存バスの利便性の確保を図るとともに、スクールバス・福祉バス等の地域の実情やニーズに沿った輸送体制を整備することが必要である。

先進事例

大隅中央法定合併協議会（鹿児島県 H 17.1.1 合併予定 新市名 大隅市）

新市の総合交通対策については、新市まちづくり計画及び新市の総合計画に基づいて、合併後に具体的な取り組みを構築する。

ただし、生活交通路線維持費補助金については、今までどおりとする。

また、各市町独自の交通対策事業の取扱いについては、新市の地域交通対策として、合併後に調整・検討する。

柳井市・大島町・田布施町・平生町合併協議会（山口県 H17.1から2.21までの早い日 合併予定）

生活バス路線については、当分の間現行の路線を維持していくように努める。新たな路線及び運行回数等については、地域の実情や生活環境の変化に応じて、新市において関係機関と協議の上調整する。

豊田加茂合併協議会（愛知県 H 17.3.31までの間合併予定 新市名 豊田市）

路線バスに対する補助、市町村が運行にかかわるバス・乗合タクシー等、生活交通に関する事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整するものとする。

石部・甲西合併協議会（滋賀県 H 16.10.1 合併予定 新市名 湖南市）

巡回（循環）バス対策については、これまでの経緯を踏まえ、新市において調整し、拡充に努める。

福祉バスについては、甲西町の例により新市に引き継ぐ。

町有バスについては、合併時に統合する。

恵那市・恵南町村合併協議会（岐阜県 H 16.10 合併予定 新市名 恵那市）

1．恵那市、明智町、串原村及び上矢作町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）並びに山岡町の町営バスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

2．新市において、速やかに明知鉄道等との関連を重視した「新市バス交通計画」を策定するとともに、運行経路、運行本数及び料金体系の見直しを図り、利便性の向上に努める。

大分県内の先進事例

日田市郡合併協議会（H 17.3.22 合併予定 新市名 日田市）

（1）廃止路線代替運行費補助及び地方バス路線維持費補助制度は、新市に引き継ぐ。

（2）中津江村・上津江村の村営バス運行事業については、現行どおりとする。ただし、運営形態及び使用料（運賃）については、合併後速やかに調整する。

（3）前津江村のタクシー代替輸送事業については、現行どおりとする。

前津江村の通学通勤等補助制度については新市に引継ぎ、事業内容については合併までに調整する。

（理由）

周辺地域住民の日常生活に不可欠な路線バスの維持確保に資するため

町村別の関係例規一覧表

大野郡5町2村合併協議会

| 緒 方 町 | | | |
|--|---|---|---|
| <p>緒方町コミュニティバス運行事業の設置等に関する条例</p> <p>平成15年3月24日</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 緒方町において、地域住民の交通手段の確保を図り、公共の福祉の増進に寄与するため緒方町コミュニティバス運行事業(以下「コミュニティバス」という。)を設置する。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、コミュニティバスとは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項ただし書きの規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて行う有償運送事業をいう。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 コミュニティバスは、町長が管理する(以下「管理者」という。)(バスターミナル)</p> <p>第4条 第2条に規定するコミュニティバスに供する自動車の車庫(バスターミナル)は、次のとおりとする。 緒方町大字馬場712番地(すこやか福祉センター) 緒方町大字上冬原29番地(上緒方地区公民館)</p> <p>(路線名)</p> <p>第5条 コミュニティバスの路線名は、次のとおりとする。 (1) 長谷川線 (2) 上緒方線 (3) 小富士線 (4) 南部東線 (5) 南部西線 (6) 長谷川南部線 (7) 上緒方小富士線</p> <p>(運行回数等)</p> <p>第6条 コミュニティバスの運行区間、運行距離、運行回数、運行日及び停留所については、管理者が別に定める。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 コミュニティバスを使用する者(以下「乗車する者」という。)(は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、回数券(様式第1号)、定期券(様式第2号)(以下「乗車券」という。)(により乗車する者は、次の各号に定める区分に応じた使用料の額を、当該乗車券の発行と引き替えに納付しなければならない。 (1) 回数券により乗車する者 別表第2に掲げるとおりとし、乗車する者、路線及び乗降停留所を特定しないものとする。 (2) 定期券により乗車する者 別表第3に掲げるとおりとし、定められた期間内において不特定回数乗車することができるものとする。ただし、基準額200円区間定期券で基準額300円区間に乗車する者は、差額を納付しなければならない。 2 前項に定める使用料は、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)(及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額を含むものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。 (緒方町マイクロワンマン自動車運行条例の廃止)</p> <p>2 緒方町マイクロワンマン自動車運行条例(昭和46年緒方町条例第31号)は、廃止する。</p> | <p>緒方町コミュニティバス運行事業の設置等に関する条例施行規則</p> <p>平成15年3月24日</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、緒方町コミュニティバス運行事業の設置等に関する条例(平成15年緒方町条例第3号。以下「条例」という。)(第10条の規定に基づき、緒方町コミュニティバス運行事業(以下「コミュニティバス」という。)(に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(運行区間等)</p> <p>第2条 コミュニティバス運行区間、運行距離については別表第1に、運行回数、運行日及び停留所については、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>(臨時運行)</p> <p>第3条 管理者は、必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず臨時運行することができる。</p> <p>(運行制限等)</p> <p>第4条 管理者は、天災その他やむを得ない事由により運行上支障があると認めるときは、運行を制限、変更又は中止することができる。</p> <p>(定期券)</p> <p>第5条 条例第7条第1項に定める定期券を購入しようとする者は、定期券購入申込書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(乗車券の再発行)</p> <p>第6条 紛失した乗車券については、原則として再発行しないものとする。</p> <p>(乗車の制限)</p> <p>第7条 次の各号に該当する者は、コミュニティバスに乗車することができない。 (1) 危険物、多量の荷物その他法令の規定により持ち込みを禁止された物品を携帯する者 (2) その他乗車する者に迷惑を及ぼすおそれのある者</p> <p>(割増使用料)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、乗車区間に応じて、その区間の使用料と同額割増料を納付しなければならない。 (1) 不正の手段により使用料を免れ又は免れようとした者 (2) 乗車券を不正に使用した者</p> <p>(減免)</p> <p>第9条 管理者は、使用料を納付すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により使用料の5割を減免することができる。 (1) 障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第17条及び第41条から第44条までの規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人 (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者及びその介護人 (4) 前4号のほか、減免することが適当と認められた者 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、コミュニティバス使用料減免申請書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。ただし、前項の第1号から第3号に掲げる者は、身体障害者手帳、知的障害者療育手帳の提示をもって当該申請書の提出を省略することができる。 3 管理者は、前項本文に規定する申請書の提出があったときは、使用料の減免の適否を決定し、コミュニティバス使用料減免決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。</p> | <p>(委員会)</p> <p>第10条 コミュニティバスの運行の改善を行うために、コミュニティバス運行改善委員会(以下「委員会」という。)(を設置する。</p> <p>(委員)</p> <p>第11条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 緒方町駐在員会正副会長 2名、(2) 緒方町老人クラブ連合会 1名、(3) コミュニティバス通学児童生徒保護者 1名、(4) 識見を有する者 4名、(5) 町関係者、総務課長、教育委員会総務課長、すこやか福祉センター事務長、運行受託者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第12条 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第13条 委員会に委員長1人及び副委員長1人(以下「役員」という。)(を置く。 2 委員長は、町長とし、副委員長は委員長が委員の中から選任する。 3 委員長は会務を総理し、コミュニティバスの運行に関し、進んで意見を述べることができる。 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けた場合にその職務を代行する。</p> <p>(委員会)</p> <p>第14条 委員会は、委員長が必要と認めた場合又は委員の過半数の要請があった場合に委員長が招集する。 2 委員長は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 委員会の事務局は、総務課に置く。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第16条 委員の報酬及び費用弁償は、緒方町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年条例第43号)の定めるところによる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第17条 条例第9条ただし書に規定する還付は、次の各号に掲げる場合に適用する。ただし、回数券については、この限りでない。 (1) 天災その他やむを得ない事由により運行を中止したとき。 (2) コミュニティバスの全部又は一部を廃止したとき。 2 前項の規定により還付を受けようとする者は、コミュニティバス使用料還付請求書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第18条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。 (緒方町営マイクロワンマン自動車運行管理規則の廃止)</p> <p>2 緒方町営マイクロワンマン自動車運行管理規則(昭和46年緒方町規則第9号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成15年8月1日規則第24号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> |

町村別の関係例規一覧表

大野郡5町2村合併協議会

| 朝 地 町 | 三 重 町 | 大 野 町 | |
|--|---|---|---|
| <p align="center">朝地町福祉バス設置及び管理に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、朝地町福祉バス及びその運行に要する施設(以下「福祉バス」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 「夢と希望にみちた やすらぎと活力のある町 あさじ」をめざしてまちづくりを進めるに当たり、その基本となる地域住民の交通の確保を図り、もって関係地域住民の福祉の向上に資するため、福祉バスを設置する。 2 福祉バスの事務所は、朝地町大字朝地891番地に置く。</p> <p>(管理運営) 第3条 福祉バスは、常に良好な状態において管理し、福祉バスの利用者(以下「利用者」という。)の安全を確保するとともに、最も効率的に運用しなければならない。 2 町長は、福祉バスの運行及び管理の業務を、専門業者に委託することができる。 3 福祉バスの運行及び管理の業務を委託された業者は、この条例及びこの条例に基づく規則に従って誠実に委託された業務を遂行しなければならない。 4 町長は、福祉バスの運行及び管理の業務を委託された業者が、前項の規定に違反し、当該業者に福祉バスの運行及び管理の業務を委託することが、設置目的を達成するため、適当でないとき認めるときは、業務委託契約を解除することができる。 5 福祉バスの運行及び管理の業務を委託した場合の経費は、毎年度朝地町と受託者が協議して決定する。</p> <p>(利用者) 第4条 福祉バスを利用できる者は、バス路線のない地域の住民或いは便数の少ない地域の住民とする。ただし、町長が特別に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(車両) 第5条 町は、福祉バスの運行に必要な車両を保有する。</p> <p>(禁止行為) 第6条 利用者は、火薬類、揮発油等の危険物及び利用者の迷惑となる恐れのあるものを車内に持ち込み、又は車内秩序を乱す行為をしてはならない。 2 利用者は、運転者が輸送の安全確保又は車内秩序の維持のために行う業務上の指示に、従わなければならない。</p> <p>(使用料) 第7条 町は、利用者から使用料を徴収することができる。 2 前項の使用料は、朝地町使用料条例(昭和48年条例第30号)の定めるところによる。</p> <p>(使用料の還付) 第8条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし町長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、福祉バスの管理及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p align="center">朝地町福祉バスの設置及び管理に関する規則</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、朝地町福祉バスの設置及び管理に関する条例(平成15年条例第 号)第9条の規定に基づき、朝地町福祉バス(以下「福祉バス」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(運行路線数等) 第2条 福祉バスの運行路線は、次の5路線とする。 (1)南部幹線第1 (2)南部幹線第2 (3)北部幹線 (4)綿田 (5)梨小 2 福祉バスの運行経路は、別表第1のとおりとする。ただし、町長は福祉バスの利用者(以下「利用者」という。)の必要に応じて、運行経路を変更することができる。</p> <p>(運行日及び運行回数等) 第3条 福祉バスの運行日は、毎週火曜日と金曜日の2日間とする。ただし12月30日から翌年1月3日までの間は運行しないものとする。 2 町長は、天災その他やむを得ない事由により福祉バスの運行上支障があると認める場合は、運行区間若しくは運行時刻を変更し、又は運行を中止することができる。 3 町長は、第1項の規定にかかわらず、運行の必要がないと認める日においては福祉バスを運行しないことができる。 4 福祉バスの運行回数、運行時刻は、町長が別に定める。</p> <p>(臨時運行) 第4条 町長は、前条第1項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、福祉バスを臨時に運行することができる。</p> <p>(運行管理者の設置) 第5条 町長又は福祉バスの運行業務を受託した業者は、運行業務の安全性の確保と管理に努めるとともに、運転者を指揮監督するため、運行管理者を置かなければならない。</p> <p>(整備管理者の設置) 第6条 町長又は福祉バスの管理業務を受託した業者は、福祉バスの整備、保安等に関し、常に適切な処置を講じ、福祉バスの安全性及び経済性を確保するため、整備管理者を置かなければならない。</p> <p>(料金の納付方法) 第7条 利用者は、乗車の際、使用料として料金を納めなければならない。 2 料金は、原則として回数券により納めるものとする。</p> <p>(回数券の販売) 第8条 回数券は、10枚綴りとし、朝地町役場において販売する。</p> <p>(運行管理日誌) 第9条 福祉バスの運転者は、運転の始業時及び終業時に点検整備を行い、必要事項を運行管理日誌(別記様式)に記載し、運行管理者に提出しなければならない。</p> <p>(事故等不慮の災害時の補償) 第10条 事故等不慮の災害による利用者の死傷等に係る損害補償については、町の加入する保険制度を適用する。</p> <p>(福祉バス運営協議) 第11条 町長は、福祉バスの運行管理及び利用促進を図るため、必要に応じて関係機関、受託業者等と福祉バスの運営について協議を行うものとする。</p> <p>(補則) 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> | <p align="center">三重町スクールバス運行管理規程</p> <p align="right">平成10年7月28日</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、三重町教育委員会が所有するスクールバス(以下「スクールバス」という。)の安全な運行と適正な管理について、必要な事項を定める。</p> <p>(管理) 第2条 スクールバスの所属は総務課とし、管理事務及び運行管理は総務課長があたる。 第3条 総務課長は、運転者に対し、スクールバスの保管及び整備に万全を尽くさせ、運行日誌の記録等の確認を行わなければならない。 第4条 スクールバスの運行及び管理を委託することができる。 (使用範囲) 第5条 スクールバスの使用許可範囲は、次に掲げる目的のため使用するものとする。 (1) 久部小学校区、南小学校区の児童及び旧三重中学校寄宿舎入寮対象地区の生徒の通学輸送 (2) 町内の幼稚園、小・中学校における学校(幼稚園)行事としての町内移動 (3) その他教育行政推進のために教育長が特に必要と認めるもの</p> <p>(使用許可) 第6条 スクールバスを使用しようとする者は、前条第1項を除き、別に定める使用許可申請書(別紙様式1)に所定事項を記載の上、使用日の10日前までに総務課長へ提出し、教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の取消) 第7条 スクールバス使用を許可した後、第5条の使用範囲を逸脱していることが判明した場合は、許可を取り消すことができる。</p> <p>(安全運行) 第8条 使用責任者は、使用許可申請書に記載した運行計画に基づき運行させ、視察や研修等の目的に沿って整然とした行動をとらなければならない。 第9条 運転者は、運行前に常に始業時に点検し、運転中は細心の注意をもって事故防止に万全を尽くさなければならない。 第10条 業務委託における運行上の注意は以下の通りとする。 (1) 運転者の対人・対物保険は、受託業者が加入しなければならない。 (2) 受託業者は、規定の資格を有する運転手の氏名を前もって総務課長へ提出しなければならない。 (3) 詳細にわたる事項については、委託契約書に委ねるものとする。</p> <p>(事故処理) 第11条 運転者は、スクールバスに故障又は異常があつた場合は、直ちに総務課長に報告の上、必要な措置を講じ、安全運行に努めなければならない。 第12条 運転者は、スクールバス運行中において交通事故等が発生した場合、直ちに管理課長に連絡し、指示を受け、事故処理に万全を尽くさなければならない。</p> <p>(その他) 第13条 業務委託における秘密の保持やスクールバスの点検・整備等、その他運行・管理における必要事項は、委託契約書において明記しなければならない。</p> <p>附 則 1 この規程は、公布の日から施行し、平成10年7月1日から適用する。 附 則(平成11年規程第2号) この規程は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。</p> | <p align="center">大野町スクールバス運行管理規程</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、大野町教育委員会が管理するスクールバス(以下「スクールバス」という。)の安全な運行と適正な管理について、必要な事項を定める。</p> <p>(管理) 第2条 スクールバスの所属は管理課とし、管理事務及び運行管理は管理課長があたる。 第3条 管理課長は、運転者に対し、スクールバスの保管及び整備に万全を尽くさせ、運行日誌の記録等の確認を行わなければならない。 第4条 スクールバスの運行及び管理を委託することができる。 (使用範囲) 第5条 スクールバスの使用許可範囲は、次に掲げる目的のため使用するものとする。 (1) 北部校区の児童の通学輸送。 (2) 町内の幼稚園、小・中学校における学校(幼稚園)行事としての町内移動。 (3) その他教育行政推進のために教育長が特に認めるもの。</p> <p>(使用許可) 第6条 スクールバスを使用しようとする者は、前条第1号を除き、別に定める使用許可申請書(別紙様式1)に所定事項を記載の上、使用日の10日前までに課長に提出し、教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の取り消し) 第7条 スクールバス使用を許可した後、第5条の使用範囲を逸脱していることが判明した場合は、許可を取り消すことができる。</p> <p>(安全運行) 第8条 使用責任者は、使用許可申請書に記載した運行計画に基づき運行させ、視察や研修等の目的に沿って整然とした行動をとらなければならない。 第9条 運転者は、運行前に常に点検し、運転中は細心の注意をもって事故防止に万全を尽くさなければならない。 第10条 業務委託における運行上の注意は、以下の通りとする。 (1) 運転者の対人・対物保険は、管理者が加入しなければならない。 (2) 詳細にわたる事項については、委託契約書に委ねるものとする。</p> <p>(事故処理) 第11条 運転者は、スクールバスに故障または異常があつた場合は、直ちに管理課長に報告の上必要な措置を講じ、安全運行に努めなければならない。 第12条 運転者は、スクールバス運行中において交通事故等が発生した場合、直ちに管理課長に連絡し、指示を受け事故処理に万全を尽くさなければならない。</p> <p>(その他) 第13条 業務委託における秘密の保持やスクールバスの点検・整備等、その他運行・管理における必要事項は、委託契約書において明記しなければならない。</p> <p>附 則 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。</p> |

建設事業の取扱いについて（その 1）

建設事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

建設事業の取扱いについて（その 1）

都市計画の取扱いについて

- ・ 都市計画区域等は現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第44-1号

大野郡5町2村合併協議会

| | | | |
|-------|-------------|-----|------------|
| 大項目 | 44、建設事業の取扱い | 中項目 | 1、都市計画の取扱い |
| 協議の結果 | | | |

| 小項目 | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
| 1、都市計画 | | | | | | | | <幹事会・建設専門部会案> ・都市計画区域等は現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 都市計画の概要 | | 都市計画なし | 都市計画なし | 都市計画なし | 都市計画なし | 都市計画なし | 都市計画なし | |
| 行政区域面積 (ha) | 16,217 | | | | | | | |
| 都市計画区域面積 (ha) | 2,235 | | | | | | | |
| 行政区域人口 | 18,222 | | | | | | | |
| 都市計画区域人口 | 12,668 | | | | | | | |
| 都市計画最終指定年月日 | S56.10.30 (最終変更) | | | | | | | |
| 用途地域面積指定区分(数、面積) (ha) | 12 430.5 | | | | | | | |
| 用途地域人口 | 8,658 | | | | | | | |
| 人口集中区域面積 | — | | | | | | | |
| 人口集中地区人口 | — | | | | | | | |
| 都市計画マスタープラン策定年月日 | — | | | | | | | |
| 土地利用計画 | | | | | | | | |
| 用途地域 (面積、ha) | | | | | | | | |
| 第一種低層住居専用地域 (ha) | 8.9 | | | | | | | |
| 第二種低層住居専用地域 (ha) | 8.3 | | | | | | | |
| 第一種中高層住居専用地域 (ha) | 15.0 | | | | | | | |
| 第二種中高層住居専用地域 (ha) | 136.0 | | | | | | | |
| 第一種住居地域 (ha) | 85.0 | | | | | | | |
| 第二種住居地域 (ha) | 45.0 | | | | | | | |
| 準住居地域 (ha) | 43.0 | | | | | | | |
| 近隣商業地域 (ha) | 6.3 | | | | | | | |
| 商業地域 (ha) | 48.0 | | | | | | | |
| 準工業地域 (ha) | 35.0 | | | | | | | |
| 工業地域 (ha) | — | | | | | | | |
| 工業専用地域 (ha) | — | | | | | | | |
| 準防火地域 (面積、ha) | — | | | | | | | |
| 都市計画道路 | | | | | | | | |
| 路線数 (本) | 11 | | | | | | | |
| 計画延長 (km) | 22.62 | | | | | | | |
| 整備済延長 (km) | 5.71 | | | | | | | |
| 整備率 (%) | 25.2 | | | | | | | |
| 都市下水路 | — | | | | | | | |
| 都市公園 | | | | | | | | |
| 街区公園 | | | | | | | | |
| 数 (計画数、供用数) | 6 4 | | | | | | | |
| 面積 (計画面積、供用面積) (ha) | 2.12 1.36 | | | | | | | |
| 総合公園 | | | | | | | | |
| 数 (計画数、供用数) | 1 1 | | | | | | | |
| 面積 (計画面積、供用面積) (ha) | 18.4 10.46 | | | | | | | |
| 特殊公園 | | | | | | | | |
| 数 (計画数、供用数) | — | | | | | | | |
| 面積 (計画面積、供用面積) (ha) | — | | | | | | | |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第44 - 1号

大野郡5町2村合併協議会

【都市計画の意義】

都市計画運用指針(国土交通省)より

都市計画は都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地、自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。このためには、様々な利用が競合し、他の土地の利用との間でお互いに影響を及ぼしあうという性格を有する土地について、その合理的な利用が図られるよう一定の制限を課する必要があるが、都市計画はその根拠として適正な手続に裏打ちされた公共性のある計画として機能を果たすものである。従って、都市計画は制限を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適正に配分することを確保するための計画であり、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることを通じて都市のあり方を決定する性格を持つものといえる。

【根拠法令】

<都市計画法>

(目的)

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)

第二条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(国、地方公共団体及び住民の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。
2 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。
3 国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

(都市計画区域)

第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定することができる。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

(準都市計画区域)

第五条の二 市町村は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる一定の区域で、当該区域の自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)その他の法令による土地利用の規制の状況を勘案して、そのまま土地利用を整理することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域を、準都市計画区域として指定することができる。

【都市計画区域指定による法的効果】

都市計画区域内において一定規模以上()の開発行為をしようとする場合は知事の許可を受ける必要がある。
市街化区域内は1,000 m²以上、その他の都市計画区域内は3,000 m²以上(都市計画区域外においては10,000 m²以上)

都市計画区域内において一定規模以上()の土地売買等の契約を締結した場合、知事へ届け出る必要がある。
市街化区域は2,000 m²以上、その他の都市計画区域内は5,000 m²以上(都市計画区域外においては10,000 m²以上)

都市計画区域内に所在する土地で、一定のもの()を有償譲渡しようとするばあいは知事へ届け出る必要がある。
公有地の拡大の推進に関する法律第4条関係

都市計画区域内において建築物を建築しようとする場合は、原則として建築基準法に基づき建築主事の確認を受けなければならない。(参考例建築物を建てる場合には、4m未満の道路ではセットバックが必要となる。)

都市計画事業等の費用に充てるための財源として都市計画税の徴収が可能になる。

地方交付税において、都市計画費が新たに算入される

【先進事例】

千曲市(平成15年9月1日合併)

- 都市計画区域及び用途地域 更埴市の都市計画区域については、合併前に見直しを図る。
用途地域については、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、新市の都市計画審議会の意見を踏まえ、見直しをする。
- 都市計画マスタープラン 現在、各市町で策定している都市計画マスタープランを基本に、新市において新たに策定する

周南市(平成15年4月21日合併)

- 都市計画区域及び用途地域 新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

南アルプス市(平成15年4月1日合併)

- 現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町村の基本理念に基づいて、新市において策定する。

北蒲原郡南部郷合併協議会(平成16年4月1日合併予定)

- 安田都市計画、京ヶ瀬都市計画、水原都市計画は新市に引き継ぐこととし、新市において新たに策定する。

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(平成16年4月1日合併予定)

- 都市計画の区域区分 当面は現行のとおりとし、新市において、新たな都市計画区域の検討を行う。
- 都市計画マスタープラン 新市に移行後、まちづくりの基礎となる都市計画の基本的な方針を定めるため、住民の意見を反映して、都市計画マスタープランを策定する。

養父郡合併協議会(平成16年4月1日合併予定)

- 都市計画区域指定については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 都市計画道路、都市下水道、都市公園については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第44-1号

大野郡5町2村合併協議会

【都市計画の概要】

○都市計画の概要

都市計画法で定められる都市計画とは、一体の都市として広がりを持つ地域について、都市の健全な発展と秩序ある整備をはかるための、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、に関する計画です。そして、都市計画の機能は、都市の区域において、都市活動を支えるため、長期的な観点から、土地利用の面からの都市構造の枠組みを定め、用途・機能の配分、密度等を定め、必要な道路、公園、下水道等の都市施設の位置、規模や、市街地開発事業の区域と方針を定め、これらに基づく「土地利用制限」と「事業」により、全体として調和のとれた市街地を作り上げることです。このように土地利用についての定めと、都市施設及び市街地再開発事業についての定めを、都市計画法において位置づけます。この位置づけを都市計画決定といいます。

○都市計画区域

開発の進展に伴い、良好な生活環境や、生産環境の確保が困難となるような区域において都市計画区域を指定し、土地利用の規制・誘導、及び市街地開発事業による面的な都市環境の整備並びに都市施設の整備を行い、また貴重な自然や緑地について積極的に保全し、将来の当該区域の生活・生産環境の確保を図ることとしています。都市計画区域とは、市もしくは人口、就業者数など一定の要件を満たす町村の中心市街地を含め、かつ自然的・社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とされています。その範囲は、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、日常の生活圏等から総合的に判断されるものであり、実質的な都市としての一体性がある場合は、行政区域にとらわれず、広域都市計画を定めることができます。

○市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域と市街化調整区域の区分(区域区分...いわゆる線引き)は、都市の無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図り、公共投資の効率化と農林漁業との調和を図りつつ、都市の健全な発展を図ることを目的に定められた制度です。市街化区域は、既に市街化されている区域とおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。区域区分の設定は、10万人以上の都市において設定されることとされており、市街化区域は、予想可住地人口密度が60人/ha以上の地区を原則とし(世帯人員の変化や平均敷地面積の全国比較による緩和規定あり)、農林水産省や環境省など関係省庁との調整を経て定めることとされています。

○用途地域

用途地域は、現在の都市の状況及び将来像を勘案した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るため、土地利用の区分を行い、建築物等の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものです。

○都市計画区域の指定

都市計画区域は、県が基礎調査を行い、関係行政機関との協議などの過程を経て作成した原案に対して、市町村の意見を聴き、大臣との同意を要する協議を行い、県が指定します。都市計画区域を指定することの効果としては、都市計画に関する基礎調査が行われ、基礎的な資料が整い、課題の明確化や課題に対応した計画策定が可能になります。また、都市計画法のほか、建築基準法、国土利用計画法、公有地拡大の推進に関する法律、地価公示法、地方税法等法律上の効果が期待できます。

○都市計画区域の見直し

市街化調整区域に隣接する都市計画区域外において、宅地など開発が進んでいる地区があるなどの場合や、反対に既定の都市計画区域の中には、特に、離島や山間部等において、人口の減少などにより一体の都市としての土地利用が想定されにくい地区があるなどの場合には、都市計画区域の見直しを検討します。その際、都市計画に関する基礎調査が前提となりますし、国土利用計画法による土地利用計画の変更が必要となります。

○都市計画に関する基礎調査(都市計画基礎調査)

都市計画を適切に策定し、実現していくためには、都市の現状や変化の様子などについて幅広くデータを集めて、これに基づいて計画を定める必要があります。そのために、おおむね5年ごとに、都市計画区域について、人口、産業、市街地面積、土地利用、交通量などの現況と将来の見直しについての調査を行います。

○用途地域の種類

- ・第一種低層住居専用地域
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅などが建てられます。
- ・第二種低層住居専用地域
主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。150㎡までのお店などが建てられます。
- ・第一種中高層住居専用地域
中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、500㎡までのお店などが建てられます。
- ・第二種中高層住居専用地域
主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。1,500㎡までのお店などが建てられます。
- ・第一種住居地域
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗などは建てられます。
- ・第二種住居地域
主に住居の環境を守るための地域です。
- ・準住居地域
道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
- ・近隣商業地域
近隣の住民が買い物をする店舗等の利便の増進を図る地域です。小規模の工場も建てられます。
- ・商業地域
商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。
- ・準工業地域
主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。
- ・工業地域
主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられません。
- ・工業専用地域
専ら工業の業務の利便の増進を図るための地域です。住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

○市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(線引き)の見直しについて

線引きは、おおむね5年に一度の都市計画基礎調査の結果に基づき見直しを行うこととしており、県が見直しの決定します。見直しにあたっては、次の要件を満たすものについて市街化区域に編入することとされています。
境界整理.....区域界としていた道路、河川などが整備された境界に不合理が起きたものについて整合を図る。
既存市街地.....開発済みの団地など既に市街化している地区
土地区画整理事業.....土地区画整理事業の実施が確実な地区
公的開発地.....公有水面埋め立ての竣工したもの。公団、地方公社などによる事業実施が確実な地区
民間開発地.....5haをこえるものについては、開発事業の進行を確認し、5haに満たないものについては、編入と同時に開発許可が可能な状況である地区で、地区計画を定め良好な計画のある地区
なお、線引きの見直しにあたっては、国土交通大臣の同意、農林水産大臣及び経済産業大臣、環境大臣、厚生労働大臣等の他の行政機関等との調整等が必要になります。

○用途地域の変更について

用途地域の見直しは、県及び農政局の協議を行い、県知事の同意を受け、市町村が決定します。定期的な見直しは、都市計画区域全体の基礎的な調査を踏まえ、地域の状況に変化の見られる地区について、また、計画的な土地利用の変更が必要な地区において行うこととしています。
また局所的な見直しとして、幹線道路や区画整理事業など都市施設や面整備の完了など、土地利用が大きく変更されることが見込まれる地区について局所的な用途変更も考えられます。

○都市計画のマスタープラン

都市計画のマスタープランは、人口、人の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについての将来の見通しや目標を明らかにし、都市全体や身の回りのまちを将来どのようにしていきたいかを具体的に定めるものです。

都市計画のマスタープランには、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域である都市計画区域のうち、市街化区域及び市街化調整区域に区分(線引き)された都市計画区域の各区域について県が定める「整備、開発又は保全の方針」(県都市計画区域マスタープラン)と市町村が、その行政区域の中で、自ら決定する都市計画の基本方針として定める「市町村の都市計画に関する基本方針」(市町村マスタープラン)があります。このうち、市町村マスタープランは、その策定段階から住民の皆さんが自らの課題として参画し、まちの将来を議論し、また定められたマスタープランの実現に向けて、住民と行政の協力により、息の長い取り組みを進めようとするものです。

上下水道事業の取扱いについて（その2）

上下水道事業の取扱い（その2）について、次のとおり提出する。

平成16年2月26日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

上下水道事業の取扱いについて（その2）

浄化槽設置事業の取扱いについて

- ・浄化槽設置事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）に移行する。但し、使用料については、新市において調整する。
- ・浄化槽設置者助成金は、合併時に廃止する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第45-2号

大野郡5町2村合併協議会

| | | | |
|-------|---------------|-----|-------------|
| 大項目 | 45、上下水道事業の取扱い | 中項目 | 3、その他事業の取扱い |
| 協議の結果 | | | |

| 小項目 | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | | 調整の具体的内容 |
|-----------------------------|---|--|-----------------------|---|--|--|--|--|
| | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
| 1、浄化槽設置事業補助 | | | なし（浄化槽市町村整備推進事業により設置） | | | | | <p>< 建設専門部会案 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置事業補助金（個人設置型）は合併時に廃止し、新市において、緒方町の例により、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）を実施する。 ・浄化槽設置者助成金は、合併時に廃止する。 <p>< 幹事会案 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）に移行する。但し、使用料については、新市において調整する。 ・浄化槽設置者助成金は、合併時に廃止する。 |
| 補助金額 (国1/3, 県1/3, 町村1/3) | 予算の範囲内で 1施設につき限度額 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円 11～20人槽 981,000円 21～30人槽 1,668,000円 31～50人槽 2,238,000円 | 予算の範囲内で 1施設につき 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円 11～20人槽 981,000円 21～30人槽 1,668,000円 31～50人槽 2,238,000円 | 別紙 | 予算の範囲内で 1施設につき限度額 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円 11～20人槽 981,000円 21～30人槽 1,668,000円 31～50人槽 2,238,000円 | 予算の範囲内で 1施設につき限度額 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 上記より大きい人槽 の場合は担当課と事 前協議が必要 | 予算の範囲内で 1施設につき 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円 11～20人槽 981,000円 21～30人槽 1,668,000円 31～50人槽 2,238,000円 | 予算の範囲内で 1施設につき限度額 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円 | |
| 対象地域 | 農業集落排水事業整備区域を除く町全域 | (砂田地区を除く) 農業集落排水事業整備区域を除く 村内全域 | | 町内全域 | 特定環境保全公共下水道区域を除く 町全域 | 村内全域 | 町内全域 | |
| 2、浄化槽設置者助成 | 維持管理費助成 | 設置経費一部助成 | | なし | なし | なし | なし | |
| 助成金額 | 1基につき 月1,000円 | 1基につき 72,000円 (H15年度金額) | | | | | | |
| 助成基準 | 保守点検及び清掃をしているもの 設置年度の翌年度 4月より5年間 | 設置事業補助を受けた者 | | | | | | |

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第45-2号

大野郡5町2村合併協議会

| | | | |
|-------|---------------|-----|-------------|
| 大項目 | 45、上下水道事業の取扱い | 中項目 | 3、その他事業の取扱い |
| 協議の結果 | | | |

| 小項目 | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | | 調整の具体的内容 |
|----------------|------------|-----|---|-----|-----|-----|-----|----------|
| | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
| 3、浄化槽市町村整備推進事業 | なし | なし | | なし | なし | なし | なし | |
| 使用料の算定 | | | 基本料金（1世帯・事業所当り） 526円 一般家庭 世帯員（加算料金） 1人につき992円 4人までは上記の金額。5人以上は1人増すごとに上記の金額の半額を加算する。ただし、世帯員が最低処理人口以下の場合 は、下記の最低処理人口で算定する。 5～7人槽 1人、8～10人槽 2人、11～21人槽 4人 22～25人槽 5人、26人槽以上 その都度協議 事業所等 算定人員（加算料金） 1人につき992円 基本料金と加算料金の合計に消費税を加算し、10円未満は切捨て 世帯員の確認は、毎月1日現在の住民基本台帳に登録された人数による ただし、事業所等の処理人口は毎年4月1日現在 | | | | | |
| 特別な場合の料金 | | | 月の途中で開始、休止、廃止、再開した場合 当該月の使用日数が15日以下のとき 2分の1 当該月の使用日数が16日以上るとき 1ヶ月分 | | | | | |
| 加入金 | | | 加入金（税込み） 5～10人槽 150,000円 11～50人槽 標準的な経費の1/10 51人槽以上 その都度協議する | | | | | |
| その他の経費 | | | 浄化槽の使用、保守点検及び清掃等に関する電気料金及び水道料金は 使用者の負担とする 所有者等は、管理使用義務を怠ったため合併処理浄化槽に損害を与えた ときは、その費用を負担する | | | | | |
| 使用料の徴収 | | | 現金納付又は口座振替の方法により、当該月に使用にかかる分を翌月徴収 | | | | | |
| 維持管理方法 | | | 合併処理浄化槽の保守点検、清掃等は町が行う | | | | | |
| 設置工事の実施 | | | 土地所有者の申請により町が工事を実施 | | | | | |
| 新設等の費用負担 | | | 申請者から加入金を徴収する。標準的経費以外の経費が生じたときは別に徴収する | | | | | |
| 既存浄化槽の取扱い | | | 国庫補助交付要綱に基づき設置された既存の合併処理浄化槽は、町に寄付採納を受け、町で維持管理を行うことができる | | | | | |

協議事項に係る参考資料（緒方町浄化槽整備推進事業施設、浄化槽設置補助）

協定項目 第 45-2 号

大野郡5町2村合併協議会

緒方町合併処理浄化槽特別会計年度別予算決算状況

単位:円

| 項目 | 平成14年度予算 | 平成14年度決算 | 予算と決算の比較 | 平成15年度予算 | |
|-------|------------|------------|------------|-----------|------------|
| 歳入 | 使用料 | 13,851,000 | 13,990,492 | 139,492 | 19,201,000 |
| | 手数料 | 1,000 | 0 | 1,000 | 1,000 |
| | 負担金(加入金) | 2,460,000 | 2,460,000 | 0 | 2,400,000 |
| | 国庫補助金 | 11,115,000 | 11,115,000 | 0 | 12,940,000 |
| | 他会計繰入金 | 8,248,000 | 8,248,000 | 0 | 5,172,000 |
| | 雑入 | 81,000 | 81,020 | 20 | 2,000 |
| | 繰越金 | 0 | 0 | 0 | 2,000 |
| | 町債(下水道事業債) | 18,800,000 | 18,800,000 | 0 | 21,900,000 |
| | 歳入額計 | 54,556,000 | 54,694,512 | 138,512 | 61,618,000 |
| 歳出 | 総務管理費 | 202,000 | 159,780 | 42,220 | 677,000 |
| | 維持管理費 | 19,636,000 | 19,534,042 | 101,958 | 21,743,000 |
| | 建設改良費 | 33,486,000 | 33,379,415 | 106,585 | 38,860,000 |
| | 公債費 | 0 | 0 | 0 | 336,000 |
| | 予備費 | 1,232,000 | 0 | 1,232,000 | 2,000 |
| | 歳出額計 | 54,556,000 | 53,073,237 | 1,482,763 | 61,618,000 |
| 差引き金額 | 0 | 1,621,275 | 1,621,275 | 0 | |

| | | | |
|-------------|-----|------------|----|
| H14年度未加入者総数 | 474 | H15年度設置予定数 | 39 |
|-------------|-----|------------|----|

緒方町浄化槽設置数

| 年度別設置数 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 3ヵ年計 | H14年度までの設置数 |
|--------|--------|--------|--------|------|-------------|
| | 67 | 63 | 41 | 171 | 474 |

平成16年度設置予定数(国要望数)

単位:円

| 町村名 | 人槽別設置予定数 | | | | 国庫補助金 | 町村負担金 (緒方町除く) | 事業費計 |
|-----|----------|-------|--------|-----|------------|------------------|-------------|
| | 5人槽 | 6~7人槽 | 8~10人槽 | 計 | | | |
| 三重町 | 60 | 20 | 20 | 100 | 26,560,000 | 13,280,000 | 39,840,000 |
| 清川村 | 10 | 2 | | 12 | 2,908,000 | 1,454,000 | 4,362,000 |
| 緒方町 | 32 | 7 | 1 | 40 | 12,398,000 | - | 37,194,000 |
| 朝地町 | 22 | 2 | | 24 | 5,740,000 | 2,870,000 | 8,610,000 |
| 大野町 | 35 | 5 | | 40 | 9,630,000 | 4,815,000 | 14,445,000 |
| 千歳村 | 15 | 10 | | 25 | 6,280,000 | 3,140,000 | 9,420,000 |
| 犬飼町 | 24 | 4 | | 28 | 6,760,000 | 3,380,000 | 10,140,000 |
| 計 | 198 | 50 | 21 | 269 | 70,276,000 | 28,939,000 | 124,011,000 |

緒方町以外浄化槽設置補助年度別状況

単位:円

| 項目 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 4ヵ年計 | |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 三重町 | 設置数 | 103 | 110 | 116 | 82 | 411 |
| | 国庫補助 | 36,274,000 | 37,790,000 | 32,920,000 | 21,748,000 | 128,732,000 |
| | 町村負担 | 18,137,000 | 18,895,000 | 16,460,000 | 10,874,000 | 64,366,000 |
| | 計 | 54,411,000 | 56,685,000 | 49,380,000 | 32,622,000 | 193,098,000 |
| 清川村 | 設置数 | 18 | 16 | 16 | 13 | 63 |
| | 国庫補助 | 4,628,000 | 3,852,000 | 3,814,000 | 3,144,000 | 15,438,000 |
| | 町村負担 | 2,314,000 | 1,926,000 | 1,907,000 | 1,572,000 | 7,719,000 |
| | 計 | 6,942,000 | 5,778,000 | 5,721,000 | 4,716,000 | 23,157,000 |
| 朝地町 | 設置数 | 32 | 30 | 27 | 23 | 112 |
| | 国庫補助 | 8,110,000 | 8,218,000 | 6,448,000 | 5,538,000 | 28,314,000 |
| | 町村負担 | 4,055,000 | 4,109,000 | 3,224,000 | 2,769,000 | 14,157,000 |
| | 計 | 12,165,000 | 12,327,000 | 9,672,000 | 8,307,000 | 42,471,000 |
| 大野町 | 設置数 | 17 | 19 | 20 | 24 | 80 |
| | 国庫補助 | 4,202,000 | 4,932,000 | 4,834,000 | 5,892,000 | 19,860,000 |
| | 町村負担 | 2,101,000 | 2,466,000 | 2,417,000 | 2,946,000 | 9,930,000 |
| | 計 | 6,303,000 | 7,398,000 | 7,251,000 | 8,838,000 | 29,790,000 |
| 千歳村 | 設置数 | 16 | 21 | 24 | 21 | 82 |
| | 国庫補助 | 2,040,000 | 2,611,000 | 3,058,000 | 5,328,000 | 13,037,000 |
| | 町村負担 | 2,040,000 | 2,611,000 | 3,058,000 | 2,664,000 | 10,373,000 |
| | 計 | 4,080,000 | 5,222,000 | 6,116,000 | 7,992,000 | 23,410,000 |
| 犬飼町 | 設置数 | 32 | 23 | 23 | 28 | 106 |
| | 国庫補助 | 8,266,000 | 5,542,000 | 5,580,000 | 6,760,000 | 26,148,000 |
| | 町村負担 | 4,133,000 | 2,771,000 | 2,790,000 | 3,380,000 | 13,074,000 |
| | 計 | 12,399,000 | 8,313,000 | 8,370,000 | 10,140,000 | 39,222,000 |
| 計 | 設置数 | 218 | 219 | 226 | 191 | 854 |
| | 国庫補助 | 63,520,000 | 62,945,000 | 56,654,000 | 48,410,000 | 231,529,000 |
| | 町村負担 | 32,780,000 | 32,778,000 | 29,856,000 | 24,205,000 | 119,619,000 |
| | 計 | 96,300,000 | 95,723,000 | 86,510,000 | 72,615,000 | 351,148,000 |

緒方町のみ国庫補助制度が異なるため、町村負担金を記入していません。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 45-2 号

大野郡 5 町 2 村 合併協議会

浄化槽設置の国庫補助制度について

(1) 浄化槽設置整備事業の概要（緒方町以外の町村が実施）・・・個人設置型

補助制度のあらまし

- ・目的：市町村が合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
- ・補助対象：合併処理浄化槽の設置者に対し補助事業を行っている市町村（一部事務組合を含む）です。
- ・内容：市町村が生活雑排水対策を推進する必要がある地域において、合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を助成する事業を行っている場合に、その費用の一部を補助する制度です。

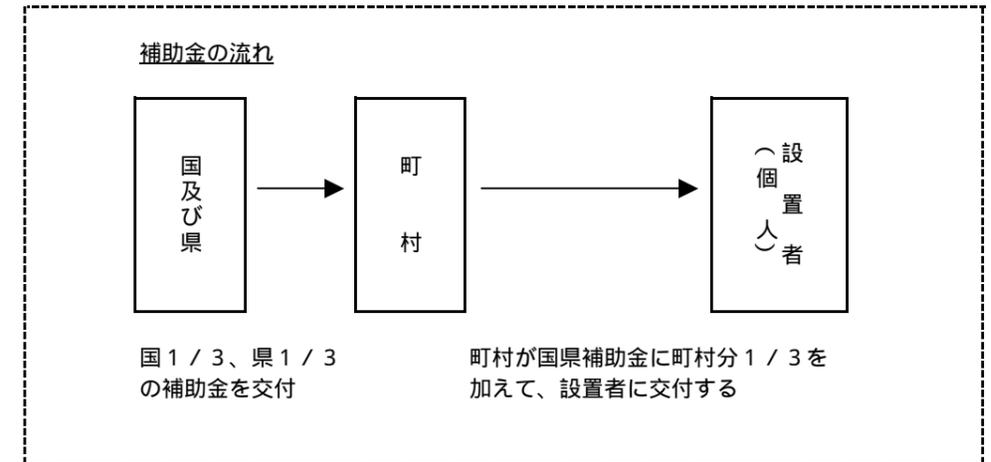
補助基準額と補助率

- ・補助基準額：合併処理浄化槽の設置費用のうち、真に社会的便益に相当する一定割合（40％）です。
- ・補助率：補助基準額の1/3です。

・補助金のイメージ（5人槽1基当たりの設置費（約90万円）の負担割合）

| | | | |
|--------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | ← (4割、約36万円) 補助対象 → | | |
| 設置者負担（6割） 約54万円 | 町村補助 1/3 (約12万円) | 県補助 1/3 (約12万円) | 国補助 1/3 (約12万円) |

地方公共団体負担分（町村分）の80％について地方交付税措置がされます。



(2) 浄化槽市町村整備推進事業の概要（緒方町のみが実施）・・・市町村設置型

施策のあらまし

生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって、合併処理浄化槽の面的整備を行う事業に対して、国庫補助を行う事業です。平成6年度より創設された制度です。

・対象地域

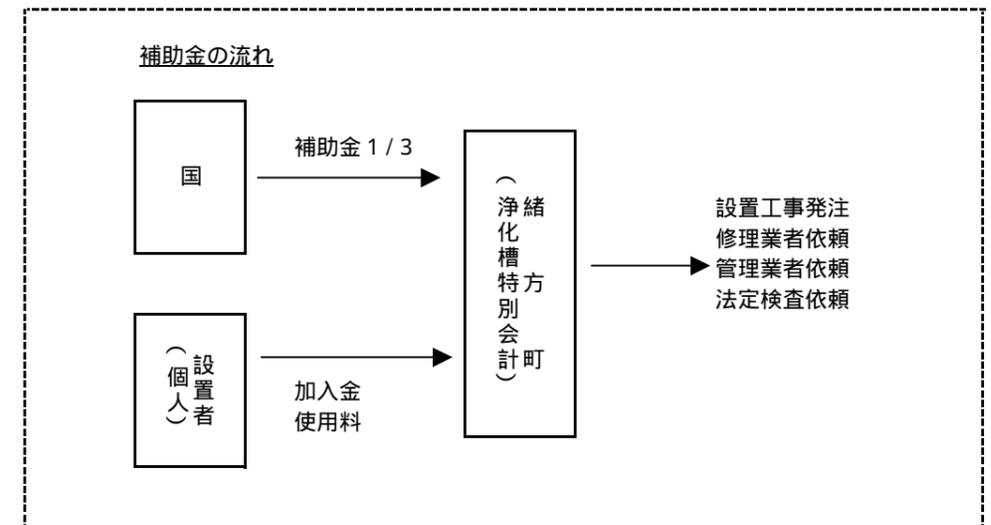
- 1 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく都道府県計画に定められた合併処理浄化槽の整備地域
- 2 下水道法による公共下水道事業計画の認可または流域下水道の認可を受けた下水道事業計画区域以外の地域で、次のいずれかに該当する地域であること。
 - ア) 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域で、汚水衛生処理率が60％未満の地域であること。
 - イ) 水質汚濁防止法により市町村が計画している生活排水対策重点地域であって、汚水衛生処理率が60％未満の地域であること。
 - ウ) 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域であって、汚水衛生処理率が45％未満の地域であること。
 - エ) 山村振興法に規定する振興山村であって、汚水衛生処理率が45％未満の地域であること。
- オ) 農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の、農業集落排水施設の処理区域周辺区域として、環境大臣が認めた地域すなわち市町村において農林水産省所管の農業集落排水事業の事業区域と特定地域生活排水処理事業の実施区域に係る「農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業連携計画」を作成し、これにより、農業集落排水事業と連携を図って事業を実施することが、効果的であると認められる地域であること。
- カ) 自然公園地域（平成14年度より）
- キ) 既に事業を実施している地域

事業の内容

- (ア) 実施主体：市町村（一部事務組合を含む）
- (イ) 補助基準額：浄化槽本体費用及び本体設置に必要な工事費（流入・放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く）
- (ウ) 補助率：補助基準額の1/3
- (エ) 主な事業の条件
 - * 原則として一定地域内の全戸（単年度に20戸以上）合併処理浄化槽を計画的・面的に整備すること
 - * 適正な維持管理を確保するための住民等の協力体制が整っていること
 - * 市町村の公営企業として実施され、適正な料金が徴収されること
 - * 条例の制定が望ましい

・補助金のイメージ（5人槽1基当たりの設置費（約90万円）の負担割合）（緒方町では、加入金で受益者負担を徴収している。）

| | | |
|------------------------|--|-----------------------|
| ← 設置者負担（緒方町負担） → | | |
| 自主財源 1/10 (約9万円) | 下水道事業債 (元利償還金の50％は交付税措置) 17/30 (約51万円) | 国補助 1/3 (約30万円) |
| ← 浄化槽の設置費用（補助対象額） → | | |



地籍調査事業の取扱いについて

地籍調査事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年2月26日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

地籍調査事業の取扱いについて

- ・地籍調査事業については、新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 50 号

大野郡5町2村合併協議会

| | | | |
|-----------|---------------|-------|--------------|
| 大 項 目 | 50、地籍調査事業の取扱い | 中 項 目 | 1、地籍調査事業の取扱い |
| 協 議 の 結 果 | | | |

| 小 項 目 | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況 | | | | | | | 調整の具体的内容 |
|----------------------------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| | 三 重 町 | 清 川 村 | 緒 方 町 | 朝 地 町 | 大 野 町 | 千 歳 村 | 犬 飼 町 | |
| 1、地籍調査事業 | | | | | | | | < 幹事会・建設専門部会案 > ・地籍調査事業については、新市に引き継ぐ。 |
| 調査現状 | 継続実施中 | 継続実施中 | 継続実施中 | 継続実施中 | 継続実施中 | 継続実施中 | 完 了 | |
| 調査年度 | | | | | | | | |
| 着手年度 | 平成元年 | 平成8年度 | 昭和54年度 | 平成9年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 昭和45年度 | |
| 完了年度 | | | | | | | 平成2年度 | |
| 完了予定年度 | 未定 | 平成38年度 | 平成20年度 | 平成35年度 | 未定 | 平成26年度 | | |
| 調査面積 | | | | | | | | |
| 全面積(町村面積、km ²) | 162.17 | 47.18 | 147.96 | 68.39 | 109.49 | 21.43 | 46.74 | |
| 調査除外地面積(km ²) | 23.55 | 2.55 | 38.74 | 8.55 | 8.31 | 1.25 | 1.71 | |
| 地籍調査面積(km ²) | 138.62 | 44.63 | 109.22 | 59.84 | 101.18 | 20.18 | 45.03 | |
| 完了面積(km ²) | 24.66 | 5.29 | 88.9 | 5.19 | 5.19 | 2.99 | 45.03 | |
| 進捗率(%) | 17.8 | 11.9 | 81.4 | 8.7 | 5.1 | 14.8 | 100.0 | |

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第 50 号

大野郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会

【根拠法令】

< 国土調査法 >

(目的)

第一条 この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいう。

- 一 国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査
- 二 都道府県が行う基本調査
- 三 地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者（以下「土地改良区等」という。）が行う土地分類調査又は水調査で第五条第四項又は第六条第三項の規定による指定を受けたもの及び地方公共団体又は土地改良区等が行う地籍調査で第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受けたもの又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基くもの
- 2 前項第一号及び第二号の「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊を作成することをいう。
- 3 第一項第一号及び第三号の「土地分類調査」とは、土地をその利用の可能性により分類する目的をもつて、土地の利用現況、土性その他の土じょうの物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊を作成することをいう。
- 4 第一項第一号及び第三号の「水調査」とは、治水及び水利に資する目的をもつて、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊を作成することをいう。
- 5 第一項第三号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊を作成することをいう。
- 6 第二項から前項までに規定する地図及び簿冊の様式は、政令で定める。
- 7 第一項第一号に規定する基本調査、土地分類調査又は水調査を行う国の機関は、これらの国土調査の各々について政令で定める。

(市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定)

- 第六条 市町村又は土地改良区等は、基本調査の成果に基いて、国土調査として第二条第一項第三号の調査を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 市町村又は土地改良区等は、第三条第二項の作業規程の準則に基いて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 都道府県知事は、前二項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基いて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該市町村又は土地改良区等がこれに同意したときはその計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、前項の規定によつて当該国土調査の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣等（当該指定に係る調査が、市町村が行うものである場合にあつては国土交通大臣、土地改良区等が行うものである場合にあつては国土交通大臣及び土地改良区等を所管する大臣をいう。以下同じ。）の意見を求めることができる。
 - 5 都道府県知事は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。

(事業計画の実施等)

- 第六条の四 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第五項の規定により公示された事業計画に基く地籍調査を行うものとする。
- 2 前項の場合において、都道府県、市町村又は土地改良区等は、あらかじめ、その実施に関する計画及び第三条第二項の作業規程の準則に基づく作業規程を作成して、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

(経費の負担)

- 第九条の二 都道府県は、政令で定めるところにより、第六条の四の規定により市町村が行う地籍調査に要する経費の四分の三又は土地改良区等が行う地籍調査に要する経費の六分の五を負担する。
- 2 国は、政令で定めるところにより、第六条の四の規定により都道府県が行う地籍調査に要する経費の二分の一又は前項の規定により市町村が行う地籍調査について都道府県が負担する経費の三分の二若しくは土地改良区等が行う地籍調査について都道府県が負担する経費の十分の八を負担する。
 - 3 前項の規定により国が負担する経費は、第六条の三第三項の同意に係る金額を限度とするものとする。

< 国土調査法施行令 >

(経費の負担)

- 第五条の三 法第九条の二第一項又は第二項の規定により都道府県又は国が負担する地籍調査に要する経費は、次に掲げる作業に要する費用で、調査地域の面積、調査作業の難易等を考慮して国土交通大臣が定める基準によつて算定したものとす。
- 一 一筆地調査
 - 二 地籍図根三角測量
 - 三 地籍図根多角測量
 - 四 地籍細部測量
 - 五 空中写真の撮影
 - 六 空中写真の図化
 - 七 地積測定
 - 八 地籍図及び地籍簿の作成

【先進事例】

- 富士河口湖町（平成 15 年 1 月 1 日合併）
- ・地籍調査については、新町においても引き続き実施する。

- 大崎上島町（平成 15 年 4 月 1 日合併）
- ・地籍調査業務については、大崎町の事業は現行のとおり、新町に引き継ぎ、東野町及び木江町については、新町において検討する。

- 修善寺町外 3 町合併協議会（平成 16 年 4 月 1 日合併予定）
- ・地籍調査事業については、現行のとおり継続する

- 三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（平成 16 年 4 月 1 日合併予定）
- ・地籍調査事業については、新市に引き継ぐ。

定住促進事業の取扱いについて

定住促進事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

定住促進事業の取扱いについて

定住促進条例については、合併時に廃止する。ただし、合併前に大野郡 5 町 2 村の条例の適用を受け合併時に助成期間が満了していないものについては、現行の制度を保障する。

出産祝金制度については、県の助成制度が存続される場合において、新たな条例を制定し新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。

住宅補助制度については、住宅の新築及び増改築補助に限り、合併前の過疎・辺地地域を対象に新たな条例を制定し、当分の間新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。

空き家は年々増加しており、その対策については、定住促進を図るとともに景観の保全、防犯対策にも通じ、新市における大きな課題の一つである。したがって、新市において抜本的な対策を講ずる。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第51号

大野郡5町2村合併協議会

| | | | |
|-------|---------------|-----|------------|
| 大項目 | 51.定住促進事業の取扱い | 中項目 | 1.定住促進条例関係 |
| 確認の内容 | | | |

| 小項目 | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | | 課題及び調整方針 |
|---|--|--|--|---|--|--|---|----------|
| | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
| 出産祝金 (平成14年度支出実績) ・第1子3万円 第2子5万円 第3子以降 10万円 エンゼルチケット ・第1子 73件 2,190,000円 第2子 58件 2,900,000円 第3子以降 35件 3,500,000円 | ・第1子3万円 第2子10万円 第3子以降 20万円 ・第1子 11件 330,000円 第2子 2件 200,000円 第3子以降 2件 400,000円 | ・第1子3万円 第2子10万円 第3子以降 20万円 赤ちゃん満1歳の際に5千円の図書券 ・第1子 3件 90,000円 第2子 11件 1,100,000円 第3子以降 3件 600,000円 図書券 14件 70,000円 | ・第1子及び第2子5万円 第3子以降 30万円 ・第1子 2件 100,000円 第2子 6件 300,000円 第3子以降 8件 2,400,000円 | ・第1子5万円 第2子10万円 第3子以降 30万円 ・第1子 16件 800,000円 第2子 7件 700,000円 第3子以降 5件 1,500,000円 | ・第1子3万円 第2子10万円 第3子以降 20万円 ・第1子 9件 270,000円 第2子 6件 600,000円 第3子以降 3件 600,000円 | ・1子につき 10万円 ・第1子 23件 2,400,000円 (内、1件双子) | 出産祝金制度については、県の助成制度が存続される場合において、新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。 住宅補助制度については、住宅の新築及び増改築補助に限り、合併前の過疎地域を対象に当分の間新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。 その他の定住促進関係の制度については、廃止する。ただし、合併前に条例の適用を受け合併時に助成期間が満了していないものについては、現行の制度を保障する。 (平成16年2月10日作業部会案) | |
| 結婚祝金 (平成14年度支出実績) ・1組 5万円 エンゼルチケット ・67件 3,350,000円 | ・1組 10万円 ・8件 800,000円 | ・1組 3万円 (45歳以下) ・2件 60,000円 | ・1組 10万円 ・10件 1,000,000円 | ・1組 10万円 ・9件 900,000円 | 1組 10万円 ・6件 600,000円 | ・1組 10万円 ・4件 400,000円 | | |
| 就業奨励金 後継者等育成 (平成14年度支出実績) ・条例改廃により、削除 | ・農林商工業に専業する40歳以下の経営者又は後継者 1人 30万円 ・0件 0円 | | | ・農林商工業に専業する65歳未満の後継者又は経営者 1人 30万円 2・3・4年目 各10万円 ・2件 200,000円 | ・農業に専業する40歳未満の経営者又は後継者世帯 1人 50万円 定住し25歳未満の者が、学業終了後農業に専業 50万円 ・0件 0円 | ・農林商工業に専業する30歳未満の経営者又は後継者 1人 30万円 ・0件 0円 | | |
| 若者定住 (平成14年度支出実績) | ・村内企業就労 1人10万円 村外企業就労 1人5万円 夫婦の場合夫1人、妻1人として支給 ・2件 200,000円 | | | ・25歳未満の町内事業所等への勤務者 9万円 申請時3万円 2年目3万円 3年目3万円 ・2件 60,000円 | | ・満30歳未満の町内事業所等への勤務者 20万円 ・0件 0円 | 定住促進条例については、合併時に廃止する。ただし、合併前に大野郡5町2村の条例の適用を受け合併時に助成期間が満了していないものについては、現行の制度を保障する。 出産祝金制度については、県の助成制度が存続される場合において、新たな条例を制定し新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。 住宅補助制度については、住宅の新築及び増改築補助に限り、合併前の過疎地域を対象に新たな条例を制定し、当分の間新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。 空き家は年々増加しており、その対策については、定住促進を図るとともに景観の保全、防犯対策にも通じ、新市における大きな課題の一つである。したがって、新市において本格的な対策を講ずる。 (平成16年2月16日専門部会案) | |
| 新規学卒者 (平成14年度支出実績) | ・村内企業就労 1人10万円 村外企業就労 1人5万円 ・1件 100,000円 | | ・中卒者就職記念品 1人15,000円 中卒者奨励金 1人10,000円 ・0件 0円 | | | | | |
| 転入奨励金 (平成14年度支出実績) | 条例改正前の平成9年度までに決定通知受けたものは、5年後に再度200千円を支給することによる8件も含む。 | ・年齢が満55歳の1ターン者で、就業・就農しているもの。 単身者 1人 5万円 世帯者 2人を限度 10万円 ・11件 1,900,000円 | | ・町外から定住しようとする18歳以上65歳未満の者 単身 10万円 世帯 20万円 ・13件 2,000,000円 | | | | |
| 住宅関係助成金 住宅新築等 (平成14年度支出実績) | ・村外在住者が村内に購入又は新築し永住する場合、及び村内在住者で、持ち家がなく、住宅を購入又は新築する場合 1世帯 10万円 (H15年度～) ……村内業者を利用の場合 10万円を追加 H14年度は1世帯20万円 ・4件 800,000円 | ・転入者マイホーム助成金世帯を持つ転入(1人)者 ……助成対象建築事業費は500～1000万円限度 ・建築(購入)資金の2%を助成 (H15年度～) H14年度は5%支給 ・1件 500,000円 | ・購入、新築、改築、増築、改造を行った個人負担の2分の1以内助成 【町内の若者夫婦(40歳未満)を含む】 ……100万円を限度 (改造は50万円を限度) ・5件 4,500,000円 | ・新築・改築の場合、固定資産税の一部助成(転入者に対し) 4年目 30%以内 5年目 20%以内 6年目 10%以内 ・公営住宅、借家に入居した場合、家賃の一部を助成 ……家賃の10%以内 ・4件 133,240円 | ・1戸 10万円 ……新築又は全面改築 (村内の定住者含む) ・10件 1,000,000円 | ・1戸 20万円 ……新築又は購入 (町内の定住者含む) ・14件 2,800,000円 | | |
| 空家提供 (平成14年度支出実績) | ・空家を5年以上提供する所有者 1世帯 10万円 ・1件 100,000円 | ・空家を5年以上提供する所有者 1世帯10万円(平成15年度～) H14年度は1世帯20万円 ・2件 400,000円 | | | | | | |
| 奨学金 (平成14年度支出実績) | ・農林業経営者 月1万円 ……農林業専門学校、農業実践大学への入校 ・村直営診療所医師 月10万円 ……医科大学への進学 ・1件 120,000円 | 緒方町奨学金交付事業補助金 ・優秀な学徒で経済的な理由により、就学困難な者に対して学費を交付。 ……高等学校奨学生への奨学金の額は、年額6万円 ・6件 360,000円 | | ・農林業後継者 月1万円 ……農業専門学校、農業大学校等で就学 ・0件 0円 | ・農林業経営者 大学 月2万円 短大 月1万円 ・2件 240,000円 | | | |
| 仲人奨励金 結婚の仲人報奨金 (平成14年度支出実績) | | | | ・町内に定住する45歳未満の者に対し結婚を成立させた場合 ……媒酌1件につき仲人へ10万円を支給 ・0件 0円 | | 定住促進条例については、合併時に廃止する。ただし、合併前に大野郡5町2村の条例の適用を受け合併時に助成期間が満了していないものについては、現行の制度を保障する。 出産祝金制度については、県の助成制度が存続される場合において、新たな条例を制定し新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。 (次ページへ) | | |

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第51号

大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村の現況

| 項目 | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | | 課題及び調整方針 |
|---|---------------------|--|---|---|---|--|-----|--|
| | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
| <p>人材育成及びまちづくり助成金 まちづくり</p> <p>(平成14年度支出実績)</p> | <p>・ 条例改廃により、削除</p> | <p>地域活性化事業</p> <p>・ 地区住民全員が参加対象となる事業を展開し、地域づくりを目指す。地域の今後の教室、公園、祭り、研修等の事業の他、特色のある独自の活動を実施した地域に補助。 …… 1年間に20万円の補助で、期間は2年間。</p> | <p>・ 活力あるまちづくりを推進する人材を育成するため、町民及び町民が組織する団体が研修等を実施する場合、それに要する経費に補助金を交付。 ……60万円を限度</p> | <p>やすらぎと芸術の里づくり推進補助金</p> <p>・ 町づくりの推進及び、グループの発展、強化のための視察研修を行ったグループの要した経費に対し補助金を交付。 …… 3万円を限度</p> | <p>・ まちづくり事業や地域おこし活動を行うため、振興会を組織し、特色ある地域づくり活動を実践した場合、補助金を支給。 …… 補助対象経費の1/2 (5~20万円)</p> | <p>村土美化実践団体補助金</p> <p>・ 豊かな自然と共生し、安全で快適な生活環境を創造するために、村内で美化活動を率先して実施する団体に対しその活動補助金を交付。 …… 補助金額 7千円 交付団体 4団体 ・ 千歳村老人クラブ連合会 ・ 千歳村地域婦人会 ・ 千歳村連合青年団 ・ 千歳村商工会女性部</p> | | <p>住宅補助制度については、住宅の新築及び増改築補助に限り、合併前の過疎・辺り地域を対象に新たな条例を制定し、当分の間新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。 空き家は年々増加しており、その対策については、定住促進を図るとともに景観の保全、防犯対策にも通じ、新市における大きな課題の一つである。したがって、新市において抜本的な対策を講ずる。</p> <p>(平成16年2月19日幹事会案)</p> |
| <p>人材育成</p> <p>(平成14年度支出実績)</p> | <p>・ 条例改廃により、削除</p> | | | <p>・ 町外への研修者 国内 1人10万円以内 国外 1人50万円以内 ……個人負担の1/2 3名以上のグループが同一目的で研修を行う場合、2名までを対象に助成。</p> | <p>・ 町内に定住する18歳以上65歳未満の者が振興会毎、又は15人以上で、学習会、研修会、視察等を行う場合は、その実践活動に対して、予算の範囲内で補助金を支給。 …… 補助対象経費の1/2 (5~20万円)</p> | <p>・ 技術の研究と習得及びその技術を普及するため、村長が適当と認める機関において研修を受けようとする者に対して1年間を限度として奨励金を支給。 5~10日 1日5千円 11~20日 1日6千円 21~1月 1日7千円 1月~ 1月17万円</p> | | |
| <p>先進地研修等</p> <p>(平成14年度支出実績)</p> | | <p>・ 国内外への研修者 国内 1人1回10万円以内 国外 1人1回20万円以内 で村長が定める額。</p> | | | <p>・ 国際交流補助金 …… 補助対象額30万円を限度として1/3補助</p> | <p>人材育成事業補助金</p> <p>・ 原則として3ヶ年以上千歳村に居住している者で、18以上65歳未満の者を公募。 国内 1人1回20万円上限 国外 1人1回50万円上限 で村長が適当と認めたものについては、全額補助。</p> | | |
| <p>その他 銀婚式祝金 (平成14年度支出実績)</p> | | | | <p>・ 結婚25年の夫婦に5万円の旅行クーポン券 ・ 10件 500,000円</p> | | | | |
| <p>イベント補助金 (平成14年度支出実績)</p> | | | | | <p>・ 町の特徴を生かして、地域づくり団体等が実施する住民参加のイベントに対し、町長が特に必要があると認めた場合、予算の範囲内で補助金を支給。 ・ 0件 0円</p> | | | |
| <p>定住推進活動助成金 (平成14年度支出実績)</p> | | | <p>・ 各自治区で組織した団体の活動により、転入者が町内に定住した場合に組織した団体に対して支給。 …… 1団体 10万円 (平成15年度制定) ・ 0件 0円</p> | | | | | |
| <p>住宅団地貸付 (平成14年度支出実績)</p> | | | | <p>朝地町営やすらぎ住宅団地貸付に関する条例</p> <p>・ 敷地貸付対象者は、永住希望者で、自家住宅を建築する者。 ・ 契約保証金……10万円 ・ 貸付期間……20年 (貸付期間の20年を経過し、違反していない者は無償で払下げを行う) ・ 実績……24区画貸付</p> | | | | |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第51号

大野郡5町2村合併協議会

定住促進対策の基本的な考え方

定住対策は、新市においても重要な課題の一つであるが、そもそも一つの事業として特化するものではなく、それぞれの行政分野において検討すべきである。したがって、どのような分野においてどのようなメニューが必要なのかを新市において抜本的に見直すことが必要である。

先進事例

北蒲原郡合併協議会（新潟県 H 16.4.1 合併予定 新市名 阿賀野市）

定住化促進に関すること

結婚披露宴祝金水原町の例により、祝金を支給する。

ほのぼのライフプラン支援奨励金合併時までの奨励金交付実績を踏まえて、新市において検討する。地域づくり助成制度事業のあり方を見直し、新たな制度を定める。

飛騨4町村合併協議会（岐阜県 H 16.2.1 合併 新市名 飛騨市）

勤労者生活安定資金融資については、古川町の例により調整する。

勤労者住宅資金融資については、神岡町の例により調整する。

就職促進奨励金については、内容を検討したうえで新市に引き継ぐ。

住宅建設等促進助成金については、古川町の例により調整する。

引田町・白鳥町・大内町合併協議会（香川県 H 15.4.1 合併 新市名 東かがわ市）

若者定住促進対策については、新町において速やかに制度化を図る。

宮古地区市町村合併協議会（沖縄県 H 17.1.1 合併予定）

定住促進関係事業のうち、実施中の事業については下記のとおりとする。

また、新たな定住促進関係事業の創設については新市において検討する。

- 1．城辺町、下地町、上野村及び多良間村の定住促進関係事業で実施中のものについては、実施期間を終えるまで現行のとおりとする。
- 2．城辺町の定住促進団地（保良サンシャインハイツ、上野村の千代田）定住促進団地については、土地購入から5年間は現行のとおりとする。
- 3．伊良部町の出生祝い金は平成19年度まで現行のとおりとする。

新得町・鹿追町任意合併協議会（北海道 H 17.3.31 合併予定）

補助の制度に相違がありますが、補助対象期限が平成17年3月31日又は平成18年3月31日と定められたものであるため、現行のまま新町に引き継ぎます。

大分県内の先進事例

西高地域1市2町合併協議会（H 17.3.31 合併予定 新市名 豊後高田市）

- 1 出産祝金・育児手当金関係事業については、合併時に廃止する。ただし、豊後高田市ぴっかぴか1年生祝品及び真玉町育児手当金については、合併前の当該条例の適用を受けている者は、従前の例による。なお、合併時までには新市において実施する新たな事業を検討する。
- 2 住宅新築助成関係事業について
 - (1) 市・町単独事業については、合併時に廃止する。ただし、真玉町新築祝金については、真玉町白野三友分譲宅地に限り、合併前の当該条例の適用を受けている者は、従前の例による。
 - (2) 県補助事業については、県の制度の補助対象期限に併せて廃止する。ただし、合併前の当該条例の適用を受けている者は、従前の例による。
- 3 結婚祝金関係事業については、合併時に廃止する。ただし、香々地町花嫁ゆとりプラン交付金については、合併前の当該条例の適用を受けている者は、従前の例による。
- 4 人材育成関係事業については、合併時に廃止する。

竹田直入地域市町合併協議会（H 17.3.31 合併予定）

事務事業の課題および調整方針

（課題）

・各市町において、定住促進制度は異なる。

（調整方針）

過疎対策並びに若者定住促進のため、新市において新しい定住促進制度を検討する。

なお、各市町の現行制度の経過措置として支給要件を満たすものについては、新市に引き継ぐ。

日田市郡合併協議会（H 17.3.22 合併予定 新市名 日田市）

- (1) 出産祝金制度は合併前の過疎地域について、県の助成制度が存続される場合において、同制度に基づき引き続き実施する。
 - (2) 住宅補助制度は、住宅の新築及び増改築補助に限り合併前の過疎地域を対象に当分の間継続し、補助金額は新築については住宅建築費の5%（50万円を限度とする）を、増改築については増改築費の5%（10万円を限度とする）を支給する。その他の住宅補助制度は、廃止する。ただし、天瀬町が実施している過疎地域定住増進特別対策事業は、平成14年度までに新築した者については現行の制度を保障する。
 - (3) その他の定住促進関係の制度は、廃止する。ただし、合併前に決定を受けた者については、現行の制度を保障する。
- （理由）
- ・合併前の過疎地域において、各種定住施策を行うことにより定住を促進する。

町村別の関係例規一覧表

大野郡5町2村合併協議会

| 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 |
|--|--|--|---|
| <p>三重町定住促進条例 平成12年3月制定</p> <p>条例改廃により、削除。結婚・出産おめでとう条例に変更</p> <p>三重町結婚出産おめでとう条例 平成15年3月制定</p> <p>(目的) 町民の結婚及び出産に対し祝品を贈呈することにより、人口の増加と定住の促進を図り、もって町の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 居住 本町の住民基本台帳に登載された者で、本町に生活の本拠を有する者とする。</p> <p>(事業) 目的を達成するため、結婚祝、出産祝の事業は、商品券を贈呈する。この商品券は、エンゼルチケットと称する。 結婚祝 婚姻した者1組につき5万円相当のチケット贈呈する。 出産祝 出産した者に対し、第1子3万円相当、第2子5万円相当、第3子以降相当10万円相当のチケットを贈呈する。</p> | <p>清川村定住促進条例 平成9年3月制定</p> <p>(目的) 村内各地区への定住を促進し、清川村と村民が一体となって自主的、主体的な村づくりに取り組む体制の整備を図るために、村に定住する意思のある者に対して奨励金等の支給を行い、もって村の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 村民 住民基本台帳法第5条のきていにより村の住民基本台帳に記載された者。または、外国人登録法第4条の外国人登録原票に登録された者で、かつ村内において具体的な生活の基盤を有する者。 定住 永住を前提として、5年以上村内において具体的な生活の基盤を有する者。 村外在住者 具体的な生活基盤が村外にあり、かつ、村民の規定に該当しない者。</p> <p>(事業) 結婚祝金 結婚し、夫婦が婚姻後も共に村民として定住する場合、その夫婦に対して10万円を支給する。ただし、対象となる夫婦のどちらかが、既にこの条例による結婚祝金の支給を受けている場合には、支給しない。 出産祝金 村民である母親が出産し、出産後6月以上養育している場合、第1子3万円、第2子10万円、第3子以降20万円を支給する。 奨学金 農業経営者 ……村内から農林業専門学校、農業実践大学に入学した学生に対し、月額1万円を支給する。 村直営診療所医師 ……将来清川村直営診療所の医師として約束し、村より医科大学に進学した学生に対し、月額10万円を支給する。 後継者育成等奨励金 年齢が満40歳以下で、新たに農林商工業等を経営又は後継し専業する者に、30万円を支給する。 若者定住奨励金 年齢が満35歳以下の村外在住者がUターンもしくはIターン後6月以内に就業し、村民として定住する場合、その者に対して次のとおり支給する。 村内の企業に就労した場合、10万円を支給する。 村外の企業に就労した場合、半額の5万円を支給する。 夫婦の場合、夫1人妻1人として支給する。</p> | <p>「ふるさと緒方が呼んでいる」いきいき定住条例 平成10年3月制定</p> <p>(目的) 町内各地区への定住を促進するため、緒方町と町民が一体となって取り組む態勢の整備を図るとともに、町に定住する意思のある者に対して奨励金等の支給を行い、もって町の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 定住 本町の住民として永住又は長期(5年以上)にわたって定住すること。 居住 住民基本台帳に記載され、かつ具体的な生活基盤を町内に有する者。 転入者 新規転入(Iターン)者。 住宅建築(購入) 住宅の建築、増改築、建て売り及び中古住宅。</p> <p>(事業) 定住奨励金(Iターン奨励金) 本町に定住し、年齢が満55歳以下の転入者で、転入後6月を経過し、現に就業・就農している者1人につき5万円を支給する。ただし、世帯を持つ者には1人につき5万円とし、2人を限度に支給する。 転入者マイホーム助成金 本町に定住する意思のある世帯を持つ転入者で、転入後5年以内に町内において、自らの用に供するための住宅の建築(購入)を行った者に建築(購入)資金の2%を助成する。ただし、助成対象建築(購入)事業費は、500万円以上1000万円を限度とする。 空家提供報奨金 本町に定住する意思のある転入者に、居住の用に供する目的をもって、居住可能な町内の空家を5年以上提供する所有者に10万円を支給する。 いい日結婚祝金 結婚した夫婦が共に町民として定住する場合、1組3万円を支給する。 すこやか赤ちゃん出産祝金 本町に居住している者が出産し、出産後も母子ともに定住する場合、第1子3万円、第2子10万円、第3子以降1人につき20万円を支給する。 当該赤ちゃんが満1歳を迎える際に絵本の購入資金として、5千円分の図書券を贈る。 定住推進活動助成金 各自治区で組織した団体の活動により、転入者が町内に定住した場合、団体に対して10万円を活動助成金として支給する。</p> | <p>朝地町定住促進条例 平成7年3月制定</p> <p>(目的) 本町に定住する意思のある者に対し奨励金等の支給を行うことにより、本町の定住を促進し、もって本町の発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 定住 町の住民基本台帳に記載された住民で、かつ、町内に生活の本拠を有する者 町外からの婚姻 町に婚姻届がなされた後、前号に規定する定住するものと認められる者。 第1子、第2子及び第3子以降 出産祝金を支給する時点において現存する数をいう。 注：戸籍上の続柄をもって判断する。</p> <p>(事業) 結婚祝金 婚姻し、かつ、夫婦が共に定住する者である場合に、その夫婦に対して10万円を支給する。 若者夫婦定住住宅助成 若者夫婦が定住を目的に住宅を購入、新築、改築、増築、又は改造を行った場合に、助成対象経費(個人負担分)の2分の1以内とし、100万円を限度として支給する。ただし、改造工事は50万円を限度とする。 人材育成研修助成 町内に定住する者が、町外研修に赴く場合に、助成対象経費(個人負担分)の2分の1以内とし、国内は10万円、国外は50万円を期限として支給する。 出産祝金 町内に定住する者が出産した場合に、新生児に1人につき、第1子及び第2子については5万円、第3子以降については30万円を支給する。 銀婚式記念祝金 町内に定住する結婚25年目の夫婦に対して、さらに夫婦の絆を深めて朝地町のまちづくりに尽力してもらうために祝金として5万円の旅行クーポン券を支給する。</p> <p>(返還) 町長は、祝金等について、虚偽の申請によりそ不当に支給を受けた者があるときは、既に支給した祝金等の全部又は一部の返還を命ずることができる</p> |
| <p>三重町人材交流事業支援条例 平成15年3月制定</p> <p>(目的) 人材交流事業について奨励措置を講ずることにより、本町における文化及びスポーツ等の振興を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 文化及びスポーツ等の分野において特に優れた技能を有する者又は特に優れた成果を修めた者等が、その技能等を発揮するために県外で行われる各種大会等に参加し、又は事業若しくは活動等を行うことにより、広く交流を図ることを目的に行われるものをいう。</p> <p>(事業) 町内に住所を有する者が行うもので、まちづくりに資すると認められる事業 ア 文化活動及び生涯学習活動の発展に資する事業 イ スポーツ及びレクリエーション活動に関する事業 ウ その他文化及びスポーツ分野等における事業 町内の小学校及び中学校に在籍する児童生徒が行うもの(ただし、学校教育の一環として実施されるものを除く。) ア 文化活動及び学習活動の発展のために行われる発表会等への参加 イ スポーツ及びレクリエーション活動の発展のために行われる大会等への参加</p> | | | |

町村別の関係例規一覧表

大野郡5町2村合併協議会

| 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 |
|--|---|---|--|
| <p>(続 き)</p> <p>ウ その他まちづくりや将来のまちづくりを担う児童生徒の育成に資すると認められる活動への参加 国、他の地方公共団体及び中央団体等が主催、共催、又は後援する事業で、前 号に準ずるものと認められる事業</p> <p>(奨励金) 対象事業を行った者に対し、その申請に基づき、奨励金を交付する。個人での活動が主となるものは当該個人に対して、団体での活動が主となるものについては、当該団体に対して交付する。</p> | <p>(続 き)</p> <p>新規学卒者定着奨励金 年齢が満30歳以下の村民が、学業終了後、就職しその後も村民として5年以上定住している場合、その者に対して次のとおり支給する。 村内の企業に就労した場合、10万円を支給する。 村外の企業に就労した場合、半額の5万円を支給する。</p> <p>マイホーム助成金 村外在住者がリターンもしくはIターン後村内に住宅を購入又は新築し永住する場合、及び村内在住者で村内に持ち家が無く、住宅を購入又は新築する場合、その者に対して1世帯当たり10万円を支給する。 なお、村内業者を利用した場合は、10万円を追加して支給する。</p> <p>空家提供奨励金 村外在住者が新規転入により村民となり、定住しようとする場合、その者に居住の用に供する目的をもって、居住可能な村内の空家を5年以上提供する所有者に対して1世帯当たり10万円を支給する。</p> <p>人材育成助成金 村民が地域活性化を目的に国内外で研修する場合に、次の対象者に支給する。 村が行う国内外研修に参加する者 国、県が行う国内外研修に参加する者 その他村長の認める村内団体が企画した研修に参加する者 ……助成金は、国内研修1人1回10万円、国外研修1人1回20万円以内で、それぞれ村長が定める額とする。(1度受けた者は、3年間対象外)</p> <p>(返還) 村長は、奨励金等を受給した者が条例に定める要件を欠くに至ったとき又は虚偽の申請その他不正の手段により不当に支給を受けた者があるときは、その者に対して既に支給した奨励金等の全部又は一部の返還を命じることができる。</p> <p>清川村地域活性化事業実施要綱</p> <p>(目的) 村の構成要因の一つに「地域」がある。過疎化、高齢化の進行により地域のありかた、役割を見直す時期にきている。住民が、生き生きと生活できる地域をつくるために、どのような地域活動が必要なのかを模索しながら、活性化を目指していく事業である。</p> <p>(対象) ・小字単位(複数の場合、また大字単位の場合は協議) ・選定地域は単年度5ヶ所以内</p> | <p>(続 き)</p> <p>(返還) 町長は、奨励金等を受給した者が条例に定める要件を欠くに至ったとき又は虚偽の申請その他不正の手段により不当に支給を受けた者があるときは、その者に対して既に支給した奨励金等の全部又は一部の返還を命じることができる。</p> <p>緒方町人材育成事業費補助金交付要綱 平成8年7月制定</p> <p>(目的) 町行政の推進と活力あるまちづくりを推進する人材を育成するため、町民及び町民が組織する団体が研修等を実施する場合、それに要する経費に補助金を交付する。</p> <p>(対象者) 緒方町に居住し、活力あるまちづくりに取り組んでいる、若しくは、取り組もうとする意志のある町民及び町民が組織する団体とする。ただし、学生は、対象としない。</p> <p>(補助対象経費) 産業の振興、住民福祉の向上、教育文化の振興等地域活性化を目的とした講演会、国内及び国外への先進地視察、研修、交流等の事業を実施する場合、その事業実施に必要な経費のうち、次に掲げる経費。 交通費 宿泊費 研修負担金 講師謝金 その他町長が必要と認める経費</p> <p>(補助金限度額) 600,000円</p> <p>(補助率) 4分の3以内</p> <p>緒方町奨学金交付規程 平成12年3月制定</p> <p>(目的) 優秀な学徒で経済的な理由により、就学困難な者に対して学資を交付することを目的とする。</p> <p>(定義) 奨学生とは、学資の交付と受ける者をいい、その学資を奨学金という。</p> <p>(資格) 緒方町民であって、高等学校及びこれに準ずる学校に在学し、学業、人物ともに優秀かつ健康で学資の支払いが困難と認められる者。</p> <p>(奨学金の額) 高等学校奨学生の奨学金の額は、年額6万円とする (年1回保護者を経て交付)</p> | <p>(続 き)</p> <p>やすらぎと芸術の里づくり推進補助金交付要綱 昭和63年9月制定</p> <p>(目的) やすらぎと芸術の里づくりを推進するため、その核となる農業と観光及び町づくりに関係する自主的なグループの活動を支援することを目的とする。</p> <p>(対象及び補助額) やすらぎと芸術の里づくり実行委員会の委員が所属し、町づくりの推進及びグループの発展、協会のための視察研修を行ったグループに対し、補助金を交付する。 ……助成金の額は、視察研修に要した経費に対し、3万円を限度とする。</p> <p>朝地町営やすらぎ住宅団地貸付けに関する条例 平成2年6月制定</p> <p>(目的) 過疎対策として朝地町人口の増加と並びに定住を図り、過疎地域の活性化を推進するために設置する朝地町営やすらぎ住宅団地の貸付けに関し必要な事項を定める。</p> <p>(設置) やすらぎ住宅団地の用地は、利便性、水源確保の可能性、緑化率等総合的に判断し町が設置する。</p> <p>(対象) 将来朝地町に永住を希望する者で自家住宅を建築しようとするもの。</p> <p>(契約保証金) 契約保証金は10万円とする。この契約保証金は、契約履行期間満了後還付する。</p> <p>20年</p> <p>(禁止事項) やすらぎ住宅団地の貸付けを受けた者は、次に掲げる行為をしてはならない。行為のあったものについては、町長は貸付けの行為を取り消すことができる。 (1) 住宅に必要なもの以外の目的に使用する工作物の設置 (2) 許可を受けた親族以外の第三者に転貸すること (3) 区画の変更 (4) その他社会一般通念的に迷惑を及ぼす行為</p> <p>(払下げ) やすらぎ住宅団地貸付期間の20年を経過し、この条例に違反していない者にあつては、無償で払い下げを行う。 所定の期間内であっても町長は、審査委員会に図り適当と認められた場合には、払い下げることもできる</p> |

町村別の関係例規一覧表

大野郡5町2村合併協議会

| 三 重 町 | 清 川 村 | 緒 方 町 | 朝 地 町 |
|-------|--|---|-------|
| | (続 き) | (続 き) | |
| | <p>(地域の窓口)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に組長を代表として窓口とする。 (複数または大字単位で実施する場合は、いずれかの区長、組長とする) <p>(期間) ・ 2年間</p> <p>(申込) ・ 4月1日～4月30日</p> <p>(補助額) ・ 1年間に20万円 (使途は実施要領に定める)</p> <p>(実施報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業終了年度の3月末まで、成果を報告。 <p>(その他) この事業は、村内全域の地域の活性化を目的としており、この事業の再度の実施は基本的に認めない。</p> | <p>(交付期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学生に採用した時からその者の在学する学校の最短就業年限の終期までとする。 <p>(廃止) 奨学金を必要としなくなったとき、奨学生の責務を怠り、奨学生として適当でないとき、在学学校で処分を受け、学生を失ったときは、在学学校長の意見を徴し、奨学金の交付と廃止する。</p> | |

町村別の関係例規一覧表

大野郡5町2村合併協議会

| 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
|---|---|---|--|
| <p>大野町定住促進条例 平成7年3月制定</p> <p>(目的) 人口の確保及び増加を図り、活力あふれる町の担い手を育成し、定住を促進するうえで町に定住する意志のあるものに対して、所要の奨励金当を支給することにより、農林商工業の振興と町の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 定住 町の住民基本台帳に記載された住民で、かつ、町内に生活の本拠を有する者。</p> <p>町外からの婚姻 町に婚姻届がなされた後、前号に規定する定住するものと認められる者。</p> <p>第1子、第2子及び第3子以降 出産祝金を支給する時点において現存する数をいう。</p> <p>(事業) 担い手奨励金 新規に農林商工業を専業として後継又は経営する年齢18歳以上65歳未満の者が農林商工業により生計を営み、大野町に定住した場合に30万円、2年目に10万円、3年目に10万円、4年目に10万円を支給する。</p> <p>後継者育成奨励金 本町農林業の経営者となるため、後継者を育成する目的で、農業専門学校、農業大学校等に就学する場合に、農林業後継者育成対策としてその在学中の経費について月額1万円を支給する。 なお、卒業後は、3カ月以内に農林業に従事するものとし、卒業後5年以内に後継者でなくなった場合は、支給を受けた助成金の50%を一括返納しなければならない。</p> <p>就学奨励金 中学、高校及び大学等を卒業又は中退し、3カ月以内に町内に定住し、1年以内に町内の事業所等に勤務した25歳未満の者が継続して勤務する場合、申請時に3万円、就業した日から2年目に3万円、就業した日から3年目に3万円を支給する。 なお、当初の職場を退職したものは、6カ月以内に次の町内の職場に勤務しなければ継続しているとはみなされない。</p> <p>住宅補助金 町内に転入し定住する18歳以上65歳未満の者が、住宅を建築した場合は、家屋に係る固定資産税額のうち、1年度分、2年度分及び3年度分を除き、4年度分から支払われた額について、4年目に30%以内、5年目に20%以内、6年目に10%以内の額を支給する。 町内に定住する18歳以上65歳未満の者が公営住宅又は借り家に入居した場合は、支払った家賃費用の10%以内の額を支給する。家賃費用の助成を受ける対象となるもの。 月額15,000円以上25,000円未満の家賃住宅入居者で収入500万円以下の者</p> | <p>千歳村定住促進条例 平成6年9月制定</p> <p>(目的) 本村に定住する意思のある者に対し、奨励金等の支給を行うことにより本村への定住を促進し、もって本村の発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 定住 永住を前提として住民基本台帳に記載された住民で、かつ本村内に生活の本拠を有する者。</p> <p>村外からの婚姻 本村に婚姻届出がなされた後、規定する定住する者と認められる者をいう。</p> <p>第2子及び第3子以降 出産祝金を支給する時点において現存する数をいう。</p> <p>(事業) 結婚祝金 婚姻し、かつ夫婦が共に定住する者で、結婚する両人が共に、満年齢40歳未満である夫婦、婚姻届を提出した日から、6カ月以内に定住する新婚夫婦に対し、10万円を一回に限り支給する。</p> <p>出産祝金 定住する者が出産しかつ3箇月以上に児童を養育している場合は第1子3万円、第2子10万円、第3子20万円をそれぞれ支給する。</p> <p>定住奨励金 専業農家を目的として、新たに転入してきた世帯で、世帯主が40歳未満の者であって、住民基本台帳に記載され、かつ本村内に生活の本拠をおき、将来とも定住する意志を持って、転入してきた世帯として村長が認めた場合に、50万円を支給する。</p> <p>住宅補助金 定住を前提として、自己が居住するための住宅を新築、又は全面改築した者に対し、10万円を支給する。</p> <p>地域産業振興奨励金 定住する者であって、かつ将来とも本村内に定住する意志を有すると認められる満20歳以上35歳未満の者が、地域の産業振興を図ることを旨として、技術の研究と習得及びその技術を普及するため、村長が適当と認める機関において、研修を受けようとする者に対し、1箇年の期間を限度として、研修期間の区分に応じ、当該奨励金の額を支給する。 5日以上10日以下 …… 1日当たり5,000円 11日間以上20日間以下 …… の額に10日間を越える日数につき、1日当たり6,000円を乗じて得た額を加えた額 21日間以上1箇月未満 …… の額に20日間を越える日数につき、1日当たり7,000円を乗じて得た額を加えた額</p> | <p>犬飼町定住促進条例 平成9年3月制定</p> <p>(目的) 本町に定住する意志のある者に対し、奨励金等の支給を行うことにより、本町への定住を促進し、もって本町の発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 定住 永住を前提として本町の住民基本台帳に記載された住民で、かつ、本町に生活の本拠を有し、引き続き10年以上定住する者。</p> <p>町外からの婚姻 本町に婚姻届出がなされた後、規定する定住する者と認められる者をいう。</p> <p>(事業) 就業奨励金 定住する者であって、かつ、将来とも本町に定住する意志を有すると認められる者であり、満30歳未満で、自営農林商工業後継者又は経営者として専業し、1年以上経過した者に30万円、満30歳未満の新卒者又は転入者で、町内の事業所等に就業し、1年以上経過した者に20万円支給する。</p> <p>住宅祝金 定住を目的として住宅を新築又は購入した場合に、20万円を支給する。</p> <p>結婚祝金 40歳未満の者で、婚姻して6ヶ月以内に夫婦が共に定住する者である場合に、その夫婦に対して10万円を支給する。夫婦のどちらか一方又は双方が町外からの婚姻も同様とする。</p> <p>すこやか赤ちゃん出産祝金 定住する者が出産したとき、1子につき10万円を支給する。</p> <p>(返還) 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により奨励金等の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させるものとする。</p> | |

町村別の関係例規一覧表

大野郡5町2村合併協議会

| 大 野 町 | 千 歳 村 | 犬 飼 町 | |
|--|---|-------|--|
| <p style="text-align: center;">(続 き)</p> <p>月額25,000円以上35,000円未満の家賃住宅入居者で収入700万円以下の者 月額35,000円以上の家賃住宅入居者で収入950万円以下の者</p> <p>結婚の仲人報奨金 町内に定住する45歳未満のものに対する結婚の仲人等活動を積極的に推進するため報奨金を支給する。結婚を成立させた場合、仲人に対し報奨金として媒酌1件につき10万円を支給する。</p> <p>結婚祝金 45歳未満の者で婚姻して3カ月以内に、夫婦が共に町内に定住する者である場合に、その夫婦に対して10万円を支給する。</p> <p>出産祝金 町内に定住する者が出産したとき、第1子5万円、第2子10万円、第3子以降については、30万円をそれぞれ支給する。</p> <p>地域振興会補助金 まちづくり事業や地域おこし活動を行うため、振興会を組織し、特色ある地域づくり活動を実践した場合、その実績に基づき予算の範囲内で、5万円以上20万円以内で2分の1以内の補助金を支給する。 補助対象事業等は、次に定めるものとする。 小規模面積によるニューフライト野菜の生産等振興会あがての地域活性化の取組み 振興会あがての地域ぐるみによる育苗から始める年間を通じた花いっぱい運動 公園及び施設等振興会あがての管理運営など特色ある地域活性化の活動 町出身の町外在住者との交流会等による特色ある地域づくり活動 その他町長が特に必要があると認める特色ある地域振興</p> <p>人材育成補助金 町内に定住する18歳以上65歳未満の者が振興会毎、又は15人以上で、学習会、研修会、視察等を行う場合は、その実践活動に対して予算の範囲以内で補助金を支給する。 一団体に対する補助対象額は、5万円以上20万円以内とし、2分の1以内の補助をする。</p> <p>国際交流補助金 町内に定住する18歳以上65歳未満の者が外国での研修、視察及び交流等を行う場合予算の範囲内で補助金を支給する。 研修目的を明らかにして、町長が必要と認めた場合、補助対象額30万円を限度とし、その3分の1以内の補助をする。</p> <p>イベント補助金 町の特色を生かして、地域づくり団体等が実施する住民参加のイベントに対し、町長が特に必要があると認めた場合、予算の範囲内で補助金を支給する。</p> | <p style="text-align: center;">(続 き)</p> <p>1箇月以上 …… 1箇月当たり18万円(1箇月未満の端数を生じるときは、月額を30日で除して得た額にその日数を乗じて得た額を加える。)</p> <p>就業奨励金 定住する者であって、かつ年齢25歳未満の者が、学業終了後、農業を専業とする場合50万円を支給する。</p> <p>農業後継者就学奨励金 就学奨励金の支給を受けようとする者の保護者が、3年前から定住する者であって、かつ将来とも定住し農業を営む意志を有する者と認められる者であること。 就学奨励金の支給を受けようとする者が、将来本村において農業後継者として、農業を営む意志を有すると認められる者。 学校教育法第56条に規定する学校(農学部)又は村長が認める農業専門学校等に在学中の者に支給する。 支給は、学校又は専門学校の正規の就学年限までとし、大学2万円、短期大学又は専門学校1万円支給する。 次に掲げる各号に該当すると認めるときは、就学奨励金の支給を一時停止又は廃止することができる。 疾病等のため卒業の見込みがないとき 学業成績又は行状が不良となったとき 休学、転学、退学したとき 保護者又は就学奨励金の支給を受けていた者が、本村の住民でなくなったとき 就学奨励金の支給を辞退したとき 前各号に定めるもののほか、村長が就学奨励金の支給を一時停止し、又は廃止することを適当と認めたとき</p> <p>(返還) 村長は、虚偽の申請その他不正の手段により条例に定める奨励金の支給を受けたものがあるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>(人材育成事業補助金) 千歳村国内国外研修実施規則 平成2年12月制定</p> <p>(目的) 国際化、情報化時代に対応した村づくりに資するため、千歳村内に定住する青年を中心に、国内国外に派遣し、広く社会の実情を視察研修させるとともに、人格教養の向上と必要な知識技術の取得をおこない、創造性豊かな人材の育成を図り活気に満ちた魅力ある村づくりに寄与させること目的とする。</p> <p>(基準) 原則として3ヶ年以上千歳村に居住している者で、18以上65歳未満の者とし、参加者を公募する。ただし特に村長が認める者はこの限りでない。 研修期間は、国内国外とも研修地としてふさわしい場所とし、文化、産業、経済、歴史、教育等の分野において、見</p> | | |

町村別の関係例規一覧表

大野郡5町2村合併協議会

| 大 野 町 | 千 歳 村 | 犬 飼 町 | |
|--|--|-------|--|
| <p style="text-align: center;">(続 き)</p> <p>転入奨励金 町外から大野町に定住しようとする年齢18歳以上65歳未満の者について単身10万円、世帯20万円を支給する。</p> <p>(返還) 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の支給を受けたものがあるときは、その者からすでに支給を受けた金額の全部又は一部を返還させるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">(続 き)</p> <p>(基準) 間を深めることを目的としたもの。 研修立案は、村土独自で企画したもの又は、官公庁、団体等で企画したもの。 研修させる人数は、毎年若干名とする。 研修期間は、国内については、三日以上、国外については4日以上とする。ただし特に村長が認める場合にはこの限りでない。</p> <p>(費用) 村及び官公庁が企画した研修で、村長が適当と認めたものについては、全額補助とし、国内の場合には、20万円、国外の場合には、50万円を上限とする。ただし、次の項目に該当するものについては全額個人負担とする。 旅券査証等の発行手数料及び旅行保険料 本人の責に帰すべき疾病、事故等による治療費及び入院費 個人的諸経費</p> <p style="text-align: center;">千歳村村土美化実践団体補助金</p> <p>(目的) 豊かな自然と共生し、安全で快適な生活環境を創造するために、村内で美化活動を率先して実施する団体に対しその活動補助金を交付する。</p> <p>(補助金額) 1団体 7,000円/年</p> <p>(補助対象団体) 平成15年度現在 千歳村老人クラブ連合会、千歳村地域婦人会、千歳村連合青年団、千歳村商工会女性部</p> <p>(その他) 補助金交付については、千歳村補助金等交付条例による。</p> | | |

その他の事業の取扱いについて（その 1）

その他の事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

その他の事業の取扱いについて（その 1）

（エネルギー対策の取扱い）

電源立地地域対策交付金事業及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事業については、新市に引き継ぐ。

太陽光発電システム設置事業については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第52-1号

大野郡5町2村法定合併協議会

| | | | |
|-------|---------------------|-----|----------------|
| 大項目 | 52. その他の事業の取扱い(その1) | 中項目 | 1. エネルギー対策の取扱い |
| 確認の内容 | | | |

| 小項目 | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | | 課題及び調整方針 |
|------------------------|---|--|---|---|---|---|--|---|
| | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | |
| ①電源立地地域対策交付金事業 交付金額 | ・ 交付金 4,500 千円/年 | ・ 交付金 4,500 千円/年 | ・ 交付金 4,410 千円/年 | ・ 交付金 4,500 千円/年 | ・ 交付金 4,500 千円/年 | ・ 交付金 4,500 千円/年 | ・ 交付金 4,500 千円/年 | ① 電源立地地域対策交付金事業及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事業については、新市に引き継ぐ。 ② 大野町の太陽光発電システム設置事業については、合併時に廃止する。 (平成16年2月10日作業部会案) |
| 対象地域 | ・ 制度変更により、15年度下期申請分からは町内全域対象 | ・ 制度変更により、15年度下期申請分からは町内全域対象 | ・ 制度変更により、15年度下期申請分からは町内全域対象 | ・ 制度変更により、15年度下期申請分からは町内全域対象 | ・ 制度変更により、15年度下期申請分からは町内全域対象 | ・ 制度変更により、15年度下期申請分からは町内全域対象 | ・ 制度変更により、15年度下期申請分からは町内全域対象 | |
| 平成14年度 事業名① | ① 菅尾石仏広場屋外ステージ新築工事 | ・ 下辻地区農業用水路改良工事 ・ 農業用水路改良 L=150 | ・ 炭焼地区水道施設工事 ・ 削井工 一式 揚水管敷設 L=100m 配水槽防水工 一式 | ・ 町道普光寺小野線舗装事業 ・ コンクリート舗装 L=47.0m アスファルト舗装 L=235.0m | ① 町道徳尾線待避所設置工事 ・ ブロック積 A=42㎡ 舗装工 A=89㎡ | ・ 小型動力消防ポンプ整備事業 ・ 部品供給打切りポンプの更新 防火着等の整備 | ・ 戸上区集会所新築工事 ・ 木造平屋建瓦葺 A=63.17㎡ | ① 電源立地地域対策交付金事業及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事業については、新市に引き継ぐ。 ② 大野町の太陽光発電システム設置事業については、合併時に廃止する。 (平成16年2月16日専門部会案) |
| 事業内容 | | | | | | | | |
| 事業費 | ・ 2,333,800円 | ・ 4,515,000円 | ・ 4,410,000円 | ・ 4,788,000円 | ・ 4,734,450円 (合計 ①事業+②事業) | ・ 4,820,000千円 | ・ 9,345,000円 (うち設計892,500円) | |
| 財源内訳 | ・ 一般財源 33,800円 交付金 2,300,000円 地元負担金 0円 | ・ 一般財源 0円 交付金 4,500,000円 地元負担金 15,000円 | ・ 一般財源 0円 交付金 4,410,000円 地元負担金 0円 | ・ 一般財源 288,000円 交付金 4,500,000円 地元負担金 0円 | ・ 一般財源 234,450円 交付金 4,500,000円 地元負担金 0円 (合計 ①事業+②事業) | ・ 一般財源 320,000円 交付金 4,500,000円 地元負担 0円 | ・ 一般財源 500,000円 交付金 4,500,000円 地元負担 4,345,000円 | |
| 事業名② | ② 農道井迫1号軽舗装工事 | | | | ② 町道夏足線待避所設置工事 | | | ① 電源立地地域対策交付金事業及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事業については、新市に引き継ぐ。 ② 太陽光発電システム設置事業については、新市において調整する。 (平成16年2月19日幹事会案) |
| 事業内容 | | | | | | | | |
| 事業費 | ・ 2,331,000円 | | | | ・ 法面工 A=320㎡ ・ 舗装工 A=145㎡ ・ 防護柵工 L=30m | | | |
| 財源内訳 | ・ 一般財源 0円 交付金 2,200,000円 地元負担金 131,000円 | | | | | | | |
| 平成15年度 事業名 | ・ 町道百枝起シ畑線軽舗装工事 ・ (別にCBR試験を委託) | ・ 下辻地区農業用水路改良工事 ・ 農業用水路改良 L=150 | ・ 上市・小柳線道路補修 ・ 延長 L=801.3m 舗装工 A=3,370㎡ | ・ 町道普光寺小野線舗装事業 ・ コンクリート舗装 L=58.0m アスファルト舗装 L=196.0m | ・ 町道沈随小倉木線改良舗装工事 L=150m W=4.0(5.0)m 舗装工A=763.1㎡ | ・ 第1分団消防車両整備事業 ・ 消防指令車、消防広報連絡車の整備 | ・ 町道渡無瀬・上重線道路側溝維持補修工事 ・ 舗装工 アスカーブ L=20m 排水工 落蓋式U型側溝 L=164m 蓋版据付 328枚 集水樹 2基 | |
| 事業内容 | | | | | | | | |
| 事業費 | ・ 4,567,500円 | ・ 4,515,000円 | ・ 2,415,000円 | ・ 4,728,149円 | ・ 5,435,850円 | ・ 4,550,000円 | ・ 4,725,000円 | |
| 財源内訳 | ・ 一般財源 67,500円 交付金 4,500,000円 地元負担金 0円 | ・ 一般財源 0円 交付金 4,500,000円 地元負担金 15,000円 | ・ 一般財源 0円 交付金 2,415,000円 地元負担金 0円 | ・ 一般財源 228,150円 交付金 4,500,000円 地元負担金 0円 | ・ 一般財源 935,850円 交付金 4,500,000円 地元負担金 0円 | ・ 一般財源 50,000円 交付金 4,500,000円 地元負担金 0円 | ・ 一般財源 225,000円 交付金 4,500,000円 地元負担金 0円 | |
| 地元負担金の有・無 | ・ 有(分担金条例あり) | ・ 有 | ・ 無 | ・ 無 | ・ 無 | ・ 無 | ・ 有。500万円を超えた部分から地元負担(運用) (450万円を超した50万円までは町が負担) | |

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第52-1号

大野郡5町2村法定合併協議会

| | | | |
|-------|---------------------|-----|----------------|
| 大項目 | 52. その他の事業の取扱い(その1) | 中項目 | 1. エネルギー対策の取扱い |
| 確認の内容 | | | |

| 小項目 | 大野郡5町2村の現況 | | | | | | 課題及び調整方針 |
|-------------------------------------|------------|-----|---------------------|-----|--|-----|------------------------------------|
| | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | |
| ②石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 平成14年度 交付金額 | ・無 | ・無 | ・無 | ・無 | ・交付金 2,329千円/年 | ・無 | ・交付金 2,113千円/年 |
| 事業名 | | | | | ・石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 | | ・小型動力ポンプ付積載車購入事業 |
| 事業内容 | | | | | ・防火水槽 40m ³ (有蓋) | | ・積載車 1台 小型動力ポンプ 1台 ポンプ付属品 1式 |
| 事業費 | | | | | ・4,305,000円 | | ・4,777,500円 |
| 財源内訳 | | | | | ・一般財源 1,976,000円 交付金 2,329,000円 | | ・一般財源 2,664,500円 交付金 2,113,000円 |
| 平成15年度 交付金額 | | | | | ・交付金 2,327千円/年 | | ・交付金 2,162千円/年 |
| 事業名 | | | | | ・石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 | | ・小型動力ポンプ付積載車購入事業 |
| 事業内容 | | | | | ・小型動力ポンプ付積載車(軽四輪自動車) | | ・積載車 1台 小型動力ポンプ 1台 ポンプ付属品 1式 |
| 事業費 | | | | | ・3,822,000円 | | ・4,809,000円 |
| 財源内訳 | | | | | ・一般財源 1,495,000円 交付金 2,327,000円 | | ・一般財源 2,647,000円 交付金 2,162,000円 |
| ③その他の事業 事業名 | ・無 | ・無 | ・緒方町地域新エネルギービジョンの策定 | ・無 | ・太陽光発電システム設置事業 ・補助金額 35,000円/1KW (上限額 105,000円) ・太陽光発電システム設置事業設置補助金 4,320,000円 (H15当初予算) | ・無 | |
| 事業内容 | | | | | | | |
| 事業費 | | | | | | | |
| 財源内訳 | | | | | | | |

エネルギー対策の基本的な考え方

〔 エネルギー事業の取扱いに関し、国の補助事業については新市に引き継ぐこととし、単独事業については環境にやさしい事業を新市において調整する。 〕

電源立地地域対策交付金事業

■ 施策の概要

運転開始後15年以上経過している水力発電施設の所在市町村が、当該施設の設置にともない生じる影響の緩和のための施設整備に充てる交付金です。

■ 交付の対象

運転開始後15年以上経過している水力発電施設の所在市町村に対して、当該施設に係わる市町村内の水力発電施設等の評価出力の合計が1,000kW以上、かつ評価発電電力量の合計が500万kWh以上の場合に交付されます。

■ 交付金額

電力量当りの単価
7.5銭/kWh（揚水発電所以外）
3.75銭/kWh（揚水発電所）

最低保証額 450万円/市町村
最高限度額 4,500万円/市町村

■ 交付期間

交付期間は7年ですが、地元市町村から新規の水力開発に対して協力があるなど、一定の要件を満たした場合には、交付期間は更に8年間延長されます。また、合計15年間の交付期間中において、一定の要件を満たした場合には更に15年間延長されます。

■ 交付対象事業

次の各種の公共用施設の整備等が、交付対象事業とされています。

・ 交付開始から15年間

- 道路関係
- 水道関係
- 環境衛生
- 医療福祉関係
- コミュニティ関係
- 消防関係
- 産業関係
- 通信関係
- 国土保全関係
- 広報関係
- その他

・ 16年目以降

- 道路関係
- 水道関係
- 環境衛生
- 医療福祉関係
- コミュニティ関係
- 消防関係
- 産業関係

石油貯蔵施設立地対策等交付金事業

■ 制度概要

石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設が新增設される、あるいは既に設置されている周辺地域における住民の福祉の向上を図るため、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められる公共用施設の整備を目的とするもの。

■ 交付限度額

当該市町村に存する石油貯蔵施設（新增設にあつては、一基当たり石油6万kl以上、LPG3万t以上、既設にあつては、一市町村当たり石油、LPG合計量10万kl以上）の貯蔵量に応じ、交付規則に定められた単価と係数を乗じた額となっている。

■ 交付対象者

当該石油貯蔵施設の所在する市町村又は周辺市町村（都道府県経由の間接交付金）および、これらの市町村の存する都道府県。

■ 交付対象施設

（新增設） ◎配分（原則として）…………… 当該市町村：周辺市町村：都道府県＝4：4：2

- ①道路 ②港湾 ③漁港 ④都市公園 ⑤水道 ⑥スポーツ又はレクリエーションに関する施設 ⑦通信施設
- ⑧環境衛生施設 ⑨教育文化施設 ⑩医療施設 ⑪社会福祉施設 ⑫国土保全施設 ⑬消防に関する施設
- ⑭農林水産業に係る共同利用施設 ⑮商工業その他の産業（農林水産業を除く。）に係る共同利用施設

（既設） ◎配分（原則として）…………… 当該市町村：周辺市町村＋都道府県＝7：3

- ①消防施設 ②防災通信施設 ③防災緑地 ④消防艇等の用に供する港湾施設 ⑤防災道路 ⑥環境監視施設
- ⑦タンカーの入出等に伴い必要となる漁港施設 ⑧タンカーの入出等に伴い必要となる水産業に係る共同利用施設